

論文 | Article

アメリカ合衆国憲法の制定過程（一）  
—アメリカ諸邦憲法の三つの類型とアメリカ的価値の創出—

The Making of the Constitution of U.S.A. in the first Stage:  
A Study on the First American Constitutions and the Creation of  
the American Values

安 章浩  
YASU, Akihiro

尚美学園大学  
総合政策学部教授  
Shobi University

2022年12月

Dec.2022

# アメリカ合衆国憲法の制定過程（一）

## ーアメリカ諸邦憲法の三つの類型とアメリカ的価値の創出ー

安 章浩

### The Making of the Constitution of U.S.A. in the First Stage: A Study on the First American Constitutions and the Creation of the American Values

YASU, Akihiro

---

#### [要旨]

アメリカ合衆国の憲法は二層構造となっている。第一階の憲法は、アメリカの独立宣言を相前後して、13の英領植民地において制定された各邦の憲法である。それは「第一アメリカ憲法」とも称されている。それを土台にして、1787年に既存の各邦の連合体を連邦国家に再編成する際に「第二アメリカ憲法」の連邦憲法が制定された。従って、二層制のアメリカ憲法を理解するためには、まずその土台の「第一アメリカ憲法」を知る必要がある。母国から分離・独立を果たした各邦では、共和政の導入が必然であったが、それがアリストテレスの言う墮落した国制に転落しないように、その構成員が徳を持つ人間であることを前提にした新しい政府の制度設計が行われた。その際の国家の基本法の憲法の制定における指導原理は、イギリスの憲政の革新的政治原理がピューリタニズムを媒介にして受容された啓蒙思想によって人類の普遍的な政治原理へと発展せられた政治理念であった。それは、人民主権論、天賦人権説、国家設立の方法としての社会契約説、以上の諸原理に基づく人民の幸福を踏みにじる腐敗・墮落した政府を取り換える人民の革命権、ロックの「信託政府」論を採用するが、権力者に対する徹底した不信感からの公職者の人民による選出、公職者の在職期間の制限、公職の交替制、三権分立制、などの今日の自由民主政の基本原則である。後に「アメリカ的価値とアメリカ的イデオロギー」となるこうした政治原理がどのようにして英領植民地において形成されたのか、そしてそれらが各邦の憲法にどのように反映されたのか、ヴァージニア邦憲法、ペンシルヴェニア邦憲法、マサチューセッツ邦憲法の三つの異なる類型の憲法を取り上げて解明した。次にこれらの憲法がすべて歴史上初の「成文憲法」であった点についても解明に努めた。憲法制定者たちが母国からの分離・独立の戦いにおいて学んだことは、自由と所有権をその中核とする個人の基本的人権を守る事が政府の第一目的である点を公職担当者のみならず、人民一般にも周知させ、かつ政府の権力活動がこの第一目的から逸れないようにそれに歯止めをかける規範を文章化して同時代人のみならず、子々孫々

にも遵守させる必要性を痛感した点である。従って、すべての邦憲法は成文憲法であり、それらに共通するのは、第一部が「権利の章典」、第二部が政府の組織原則となっている点である。そしてこの成文憲法の形式は後の近代自由民主政の憲法の原型となっている点をも明らかにした。

### キーワード

徳、自由、所有権、邦憲法、成文憲法、権利の章典、人民主権、三権分立、共和政

### [Abstract]

The Constitution of U.S.A. has two layers. The State Constitutions and the Federal Constitution compose it. In Japan everyone knows the Federal Constitution, but nobody knows the State Constitutions except a few who has ever studied U.S.A. And also U.S.A. is widely regarded as the Constitution-dominated Polity. With that in mind, I will now take a look at how the State Constitutions were made on what kinds of the political principles in early America in order to understand totally U.S.A.. So firstly I check the political position of the Constitution-makers and then clarify about the making-process of three types of State Constitutions of Virginia, Pennsylvania and Massachusetts. The results obtained from clarified above shows that the common traits of all State Constitutions are the followings: 1, it is a written Constitution. 2, it consists of two parts, the one the Bills of Rights, the other several principles of Frame of Government. 3, The universal political ideas which is indicated in the Bills of Rights like the Civil rights, the Popular Sovereignty, the Separation of the Powers and others are the political ideas of Whig's Radicals in England which was transformed through the Enlightenment. When we compare the contents of the first American Constitutions with those of Constitutions of the modern liberal democratic countries, we will find out that the First American Constitutions are the prototype of the latter. And it is worth noting that this universal political Ideas will become the American values.

Secondly, I am very impressed that the Constitution-makers hoped to escape the cycle of government which they had learned from Aristotle's books and prepared for the worst. The Scheme which they prepared are the principles of rotation in office and the accountability of elected official, not to mention the separation of powers. Lastly it is necessary to keep in mind that the reason why U.S.A. is regarded as the Constitution-dominated Polity can be found in this First American Constitution. Because it is clearly written in Constitutions that the first objective of government is to protect both the private property and the basic rights of the individuals even against the decision of the majority. In short, in U.S.A. to protect both the private property and the basic rights of the individuals prevails over the state-power. Therefore U.S.A. is regarded as the Constitution-dominated Polity.

### Keywords:

Virtue, Liberty or Freedom, Property, State Constitution, Written Constitution, Bills of Rights, Civil Rights, Popular Sovereignty, Separation of Powers, Republic

## はじめに

アメリカ合衆国の憲法（以下、アメリカ憲法と略す）は、建物に譬えるならば二階建ての建築物である。一階は各邦の憲法であり、二階は連邦国家の憲法である。そしてその土台はイギリス憲政の革新的方向性に内在する政治原理を普遍的に昇華させた憲政の基本原則である。従って、アメリカ憲法制定過程を見ていくためには、初めに各邦の憲法制定過程を瞥見し、その特徴を明らかにする必要がある。そして、その次に連邦憲法の制定過程を見て行かなければ、アメリカ憲法の全体像とその特質を掴むことはできないであろう。

まず初めに、邦レベルにおける憲法制定過程を瞥見しておきたい。1776年6月に開かれた第二回大陸会議は独立宣言に先立ち、各植民地に対して本国が植民地統治のために設けた総督政府の排除、及び新しい国家の建設を勧告した。その勧告を受けて、ヴァージニアが他の植民地に先駆けて独立宣言の発表前に憲法を制定し、それに基づいて新しい国家の建設を始めた。その他の植民地も、ヴァージニアの例に倣って、反英闘争の指導機関の公安委員会などが中心となって、既存の植民地議会を改組するか、あるいは憲法制定会議の性格を持つ邦代表者会議（Provincial Convention）を新たに設置して憲法作成に着手した<sup>(1)</sup>。その際、憲法制定者を方向付けた幾つかの考え方や理念が存在するが、それらは植民地の自由と権利を守るための本国との抗争の過程において学んだことや、本国の憲政の歴史的経験から得た知恵や、ジョン・ロックの政治思想、スコットランド啓蒙思想、フランスの啓蒙思想、古代ギリシャの国制循環に関するプラトンとアリストテレスの理論、古代ローマのポリビオスの混合政体論などである。こうした理念や思想や本国との抗争から得た直接的な体験の反省や、当時、絶対主義国家と戦い、それらに取り囲まれていながら独立と自由を守ろうとするオランダ、スイスなどの国制に関する知識などが融合されて、それが憲法制定に当たっての指導原理や指針となっている。従って、まず、それらを先に見ておくことにしたい。

### 1、各邦の憲法制定における指導原理

第一は、ジョン・ロックの信託政府論である。憲法制定者はジョン・ロックやトマス・ペインから社会と政府とを区別すると言う考え方を受け継いでいた。独立によって遠く離れた本国との絆が断たれ、それまで植民地統治に当たっていた勅任総督や彼の統治を支えた公職者が逃亡したので、つまり既存の植民地統治を担当した総督政府が消滅したので、一応「自然状態」に入っている状況にあった。彼らは、フランス革命やその他の市民革命に見られるような既存体制の全てを変える革命を目指したのではなく、彼らの権力の母体となっている基礎的自治体のタウンやその連合体のカウンティの自治によって社会秩序が保持されている植民地社会のさらなる発展を目指していた。従って、彼らはロックの信託政府論に従って、植民地社会の上に君臨した総督政府のような「統治する政府」ではなく、社会に従属し、かつ社会の信託を受けた任務遂行のみに従事する、つまり社会を「管理・経営する」(governing) 機構としての Government の樹立を目指したと言えよう。とはいえ、政府は止むを得ざる「必要悪」であると言うトマス・ペインの指摘に導かれて、それを可能な限り「弱い政府」<sup>(2)</sup> に留めておきたいと願った。

第二は、第一のジョン・ロックの信託政府論の論理的展開として、「弱い政府」でも、それが権力の組織体である以上、権力の乱用や腐敗は、それを防ぐ仕組みがなければ、必ず起

こると言う歴史的経験から学んで、その仕組みとして、政府に対してはその信託された任務の遂行のみにその権力の行使を制限し、かつ限定させ、さらに公職者の任期を短くし、かつ公職者の人民による選出の頻度を出来る限り多くすること、にもかかわらず権力の乱用や腐敗が生まれ、それが著しい最悪の場合には、その公職者の解任、または政府それ自体の取り換えを可能にする手続きなどについての事項、これらのことを、全人民に周知させ、それを常に忘れないようにするばかりでなく、さらにそのことを次世代にも過つことなく正しく受け継がれるようにするために、そのことを文書で明記して置く方法、つまり成文憲法典の導入の考え方である。

この考え方を最初に現実化させたのはヴァージニア憲法である。従って、同憲法は世界で最初の成文憲法と言われている。その導入の理由はいろいろ考えられるが、その一つはヴァージニア植民地がロンドンの株式会社によって設立された点にあるのではないかと推測される。つまり、株式会社の定款が成文憲法誕生のヒントになったのではないかとと思われる<sup>(3)</sup>。それまでの政治的統一、例えば王国などはその起源が征服にあったにせよ有機的に成長して来たものと思われていた。それに対して、政治的統一は平等な人間同士が集まって生命の安全の確保及び幸福の追求のために、下から組織化した人為的な団体であるという考え方が、ピューリタン革命期に政治的統一の本質の究明に理論的に取り組んでいたトマス・ホブズ『法の原理』(1627年)や『リヴァイアサン』(1651年)によって示された。そして、実際にそれに類した考え方を実行に移したのは、ピューリタン革命時の独立派がカトリック教会や国教会から独立した一般の信者の自主的な会衆派教会(=組合教会)を作った時ではないかと思われる。そして、国家レベルでのその試みはクロムウェルの創設した共和国(Commonwealth or Free State)である。ともあれ、イギリスではすでに商業利益追求の目的を実現するための株式会社がすでに存在し、独立派がそれを模倣したとも考えられよう。周知のように、株式会社設立に際しては、その目的、そして定められた時期に召集され、かつ必要に応じて会社の意志を決定する株主総会、ならびに会社の目的や状況に応じてのその目的に即して下された総会の決定を実現する機関に関する規定や、会社の業績の株主への還元など、会社が存続して行くために必要不可欠な事項についての規定を定めた定款が作成される。新しく人為的な政治的統一の創設に当たっては、同じ人為的な団体の株式会社の在り方から学び、政治的組織体としての国家の定款に当たる憲法を成文にした方がベターであるということが学び取られていたのではないかと想像される。次に、成文憲法を制定した理由のもう一つには植民地設置を国王が許可する際に授与した特許状の影響も考えられる<sup>(4)</sup>。というのは、1781年までに11植民地がそれぞれ憲法を制定し終えているが、コネティカットとロード・アイランドは特許状にはイギリス臣民の権利や政府組織に関する規定が明記されてあるので、それをもって憲法に代えることにしているからである——コネティカットは合衆国成立後の1818年に、ロード・アイランドは1842年になってようやく自らの憲法を制定している——<sup>(5)</sup>。つまり、植民地の「管理・運営」の法典とも言うべき特許状も法的形式を取った文章であることから、その趣旨を踏襲して成文憲法典の導入が容易になったのかもしれない。さらにもう一つの理由として、モルガンは本国との抗争の苦い経験から成文憲法典の導入が必要であると痛感されたのだ、と次のように述べている。イギリス憲法は成文ではなく、植民地側の主張に対して本国政府は歴史的な先例を挙げて反論し、それに対し

て植民地側も別の先例を挙げて論駁してらちが明かなくなり、戦争となった経緯がある。従って政府と人民の間に取り交わされた契約ないしは人民の権利を守って来た慣習などを成文の形にして、それらをあらかじめ政府に課して置くこと、つまり憲法を成文化して置かないと、政府の専制を防止できないことが痛感され、成文憲法典の採用となった、と<sup>(6)</sup>。

第三は、ジョン・ロックの信託政府論の前提となっている人間論の当時のアメリカ人の受け止め方に起因する政府設立の目的を財産の保全に置くという考え方である。ロックは自然状態においては、①人間はすべて独立かつ自由で平等であり、そして②人間はまた「生命、自由、資産」=「所有権」を保有している、と述べている<sup>(7)</sup>。この二つの人間に関する規定は理論的仮説であることは言うまでもない。第一の規定は、聖書には神の下ではすべての人間は平等である、と書かれているので、キリスト教、とりわけピューリタニズムを信仰する当時のアメリカ人は、キリスト教の信者はすべて平等ではあるが、キリスト教を信じない者は彼らとは平等であるとは受け止めてはいなかったようである。つまり、「人間はすべて平等である」という命題はキリスト教の信者、とりわけイギリス臣民にのみに通用すると解されていたと思われる。従って、彼らは、自分たちはイギリス臣民であるにもかかわらず、印紙法に象徴されるように、本国のイギリス人と同じ権利と自由が認められていないことに反発し、「人間は神の下ではすべて自由かつ平等である」というキリスト教の教えに基づいて、本国のイギリス人と同じ平等を要求して独立戦争を始めたのである。従って、「人間はすべて平等である」という理念は後にも白人のアメリカ人にのみ限定されていたと見られよう<sup>(8)</sup>。

次の人間に関する第二の規定を基礎に据えて、ロックは、自然状態において独立かつ自由で平等な人間が保有する「所有権」、すなわちその基本的権利をより確実に保全するために、全員で社会契約を締結して政府を樹立した、と述べている。それによると、政府設立の目的は、端的に言うなら、所有権、つまり財産の保全ということになる<sup>(9)</sup>。この考え方からの人民に基礎を置く代議政体の構築に際しての帰結は、選挙権は財産所有者に限定されるということになる。このことは、植民地時代の慣例、すなわち本国に倣って植民地議会は人民の中の一定の広さの土地の所有者——freeholder と称された—— や一定額の納税者のみに選挙権が付与されていた慣例を踏襲したと見られよう。もっとも、憲法制定に携わった政治的エリートはその多くが裕福な名望家出身の弁護士であり、その祖先はピューリタン革命期において男子成人の普通選挙権を主張したレヴェラーズを弾圧し、財産に基づく制限選挙制を主張して、革命を主導した独立派である<sup>(10)</sup>。従って、彼らが選挙人の資格に財産要件を憲法に導入したとしても不思議ではなかろう。そして、アメリカ独立革命より少し遅れて勃発したフランス大革命においても、人民とは「教養と財産」を持つ市民である、と主張されていたのである。

第四は、人民に基礎を置く代議政体の構築に際して、植民地時代の政治制度を一応原則として継承し、イギリス憲政の長所、とりわけその革新的方向性および地方自治制度などは温存させるが、その短所の、王政的部分と貴族政的部分の、権力を腐敗させ、その結果として人民の権利と自由を抑圧する傾向が現れるようになるところを取り除くべきであるという考え方である。この考え方の制度的表現がアメリカ型の共和主義（Republicanism）の理念である<sup>(11)</sup>。言うまでもなく、人民に基礎を置く代議政体は今日の日本では民主政の一種であると言えば、誰も否定しないであろうし、また近代において、Democracy（邦訳語として「民

主義」が定着しているの、本稿ではそれを用いるが、文脈によっては「民主政」または「デモクラシーを用いる」の発祥地はアメリカであると言っても、誰もそのことについて異議を挟む者はいないであろう。また、リンカーン大統領が1863年末、独立宣言の約90年後のゲティスバーグで行なった有名な演説の一節の「人民の、人民による、人民のための政府 (Government)」が民主政の真髄であると言われているが、この人民を一定の財産保有者として捉えるならば、各邦で制定された憲法は民主政の憲法であったと言えるであろう。ところが、民主政には、当時のアメリカではネガティブなイメージがあった。それは、植民地の政治的エリートたちが古典古代の政治学をよく修得しており、アリストテレスの民主政の定義に影響されたものと見られる。アリストテレスは、共同体の共通善、つまり法に基づいて統治される、一人が支配する王政、少数が支配する貴族政、多数が支配する politeia の三つに国制を分類しており、さらにその三つが法に基づかず、それぞれ支配者の私利を追求する堕落した形態として、僭主政、寡頭制、民主政 (demokratia) を挙げている。つまり、アリストテレスは、多数者が共同体の共通善、つまり「最高善」には考慮を払うことなく衆愚となって多数の数の物を言わせて「暴政」に走る一番堕落した国制をデモクラシーと定義していたのである<sup>(12)</sup>。西欧では、このアリストテレスの民主政に関する否定的な評価は19世紀末まで続いていたのである。こうしたアリストテレスの強い影響もあって、当時のアメリカでは人民に基礎を置く代議政体は民主政とは公には言わず、共和政 (Republic) と称されていたのである<sup>(13)</sup>。ちなみに、マイナス・イメージの民主政という用語がポジティブな象徴へと変容したのは、アメリカでは19世紀に入ってしばらく経ってからであり、成年男子の普通選挙権の導入以降、ようやくプラス・イメージを持つようになったように思われる。そして、第一次大戦中、ドイツ帝国の潜水艦によって英米間に就航する民間船のルシタニア号が撃沈され、アメリカ人が死亡したことを契機に、アメリカが1917年従来の中立政策を捨てて対独宣戦布告を行ない、その際、軍国主義から「世界を民主主義にとって安全なものにする目的」を実現するために参戦すると宣言した<sup>(14)</sup>。その後、民主政はようやく世界的にもプラス・イメージを持つようになったのである。

第五は、国家の統治の中心主体の行政府 = 執政府 (executive) への権力集中を防止し、それを人民の権利と自由の保護の手段に代えるための仕組みとしての、権力の分散、さらにこの分散された権力間の抑制と均衡の制度の構築の方向としての、イギリスの混合政体論を媒介とする「権力分立」論である。トマス・ペインは『コモン・センス』の中で、イギリス人の「古来の権利と自由」を抑圧しているのはイギリス国制の王政的部分と貴族政的部分であり、アメリカは独立に際しては、それらを清算して、共和政的部分の庶民院 (下院) を中心とする統治機構を構築すべきである、と言う主張を展開した。それまでのアメリカでは、植民地の建設に際しては、統治機構としては、本国の国制の模倣がなされていて、国王勅任の総督は王政的部分を担い、次に総督と共に植民地の統治にあたる参議会は貴族政の部分に相当し、最後に植民地の人民を代表する植民地議会は共和政的部分を表していた。独立戦争開始と共に、総督や本国から派遣されていた役人によって占められていた参議会の多くの議員は本国に引き上げ、統治機構として残ったのは植民地の議会のみであった。従って、各植民地において、植民地議会が主体となってそれぞれが新しい国家の権力核となって行ったのは当然と言えば当然であろう。つまり、各邦では新しい国家の建設に際して、国制の設計図

に当たる憲法の制定においては、もともと王政的部分と貴族政的部分は、その社会経済的な基盤を見るなら、植民地においては自生的なものではなく、独立革命と共にそれらが消滅してしまっていたので、植民地議会がそれ自体新しい統治機構となって行かざるを得なかったと言えよう。そして、トマス・ペインが新しい共和国 (Republic) ではこれまで人民の権利と自由を守るために総督府の行政権 = 執政権に対抗してきた植民地議会、つまり一院制議会が統治機構の中心となるべきである、と勧告したこともあり、その勧告に従った邦も多い。その結果、それらの邦においては、イギリスにおいて後に 19 世紀末に出現した執政権の「内閣」がバジョットによって議会の「最高委員会」と規定されていたように、行政府は立法府によって選出される仕組みが作り出されていた。そして、行政府の長は植民地時代と同様に Governor という名称が用いられたが——本稿では、独立以降の各邦の Governor は「統領」と訳す——、しかし総督が保持していた主要な権限、とりわけ議会の議決した法案の拒否権、議会の招集及び解散権、官職任命権などは統領には与えられず、統領は議会が制定した法律に疑義があっても、ただそれを執行する権限のみが付与されることになったのである。こうして、植民地時代の総督の「専制政治」の反動として、つまり政治の歯車が逆転して一院制議会の「独走」ないしは「専制政治」の危険性が醸し出されるようになる。これまで「政治の世界」の外に置かれていた人々、とりわけ西部の小農民が選挙権の拡大と共に、「政治の世界」に登場し、「共同体の最高善」は何かということよりも、私的利害やその住む地域の権益の拡大を求めて、彼らの「委任代表」とみなされている議員に圧力をかけることが可能となり、民衆が選挙を通じて立法府の議会をコントロールする「デモクラシー」の傾向が強まって行った。この傾向の危険性を、すでにジェッフアソンが認識し、その是正の必要性を提起している点については、後でヴァージニア憲法のところで触れるが、独立革命を主導した各邦の政治的エリートの中で、保守層、とりわけ大資産家を代表する人々にとっては、勢いを増してきたデモクラシーが彼らの既得権を脅かすのではないかという恐怖心が芽生え、その傾向を芽の内に摘み取ろうとする主張も現われるようになった。つまり、植民地時代の反動としての、人民の唯一の代表機関の立法府への権力集中化傾向を是正する方策が模索され、それは「権力分立」論の中に求める形が取られたのである。そして、それは本国のイギリスの混合政体論を媒介とした「権力分立」論であるが、それを明確に主張したのはジョン・アダムズ (John Adams, 1735~1826) である。

彼の主張を見る前に、その経歴を先に見ておきたい。本国の植民地に対する抑圧的な政策に抗議する運動において、マサチューセッツ湾植民地のみならず、アメリカ植民地全体の「抵抗の指導者」となっていたサミュエル・アダムズは彼の 14 歳年上の又従兄に当たる。ジョン・アダムズはハーヴァード大学卒業後、弁護士として活躍する一方、新聞紙上において古典古代の国家論やピューリタン革命期の政治理論家のハリントンやシドニーなどの国家論に基づいて導き出されたイギリス本国の国制に関する独自の解釈に基づいて 65 年の印紙法に反対する論陣を張って、サミュエル・アダムズの指導する反英抗議運動を政治理論面で支援する形で公共圏にデヴェューしていた。弁護士としての活動においては「公正」の価値を重視する姿勢を一貫させており、その点が買われて総督が参議会議長に就任を懇請したこともあったぐらい——勿論、それを断っているが——、総督側にもその公正さへの彼の誠実な態度が評価されていた。ともあれ、1773 年には植民地議会議員に選出され、さらに翌年開催された



第一回の大陸会議に代表に選ばれる。そして、1776年7月1日、大陸会議において本国との戦争が決定されたものの、その後の方針が決まらず、穏健派のデラウェア代表のディッキンソン（John Dickinson, 1732-1808）の主張する和解案を支持する者も多く、独立への決断に踏み切れない状態にあった中で、ジョン・アダムズは決然と立ち上がり、親友のディッキンソンの和解案を退け、独立への決断を行うべきであるとの演説を行い、それによって会議の雰囲気は独立へと傾き、ようやく独立の決定が下されたという。そしてジェファソンと共に独立宣言の起草を行なっている。独立戦争勃発後は、大陸会議の戦争・軍需品局長を務め、78年には渡仏して米仏同盟の締結にフランクリンと共に尽力し、成功させた。79年8月に一時帰国し、直ちにマサチューセッツ憲法制定会議の代表に選出され、9月に同邦の憲法案の起草を完了する。同年11月、フランスとの講和条約の協議のために渡欧し、イギリスとの通商条約締結の任も委ねられた。駐オランダ公使を経て、1785年2月から駐英公使として新生アメリカがフランスの属国にならないように、駐仏公使のフランクリンやジェファソンなどの本国の親仏派の動きを牽制しつつ、新生アメリカの西欧諸列強との関係構築のための外交活動を展開した。そして、1788年2月に約8年半振りに帰国した。すでに連邦憲法が制定され、それに基づいてアメリカ合衆国の最初の政府が樹立されることになっていた。そして、旧世界のヨーロッパにおいては、絶対主義国家を打倒し、近代国家の樹立へ向かう大フランス革命勃発の二か月半前の1789年5月に、ついに独立戦争の英雄のワシントンに初代大統領に戴き、彼を補佐するジョン・アダムズが副大統領となる中央政府を持つ連邦国家のアメリカ合衆国が誕生する。ちなみに、その後、ジョン・アダムズは第二代大統領に就任する<sup>(15)</sup>。

さて、印紙法に反対する抗議運動から、独立宣言を経て各邦における憲法制定に至るまでの北米の13の植民地の政治の流れは、大きく二つの時期に分けられよう。すなわち、13の植民地が旧世界の本国から「分離・独立」、そして新しい国家の建設のために旧秩序の破壊という「革命」の時期と、その次にそれと同時並行して各邦がそれぞれ共和国の建設を行う「建国」の時期という二つの政治力学の異なる時期である。前半期のアメリカの「分離・独立・革命」の時代の「革命の論理」を理念的に表明したのは「独立宣言」であり、その中に示された政治原理はその後「アメリカ的価値とアメリカ的イデオロギー」となっていく。そして、後半期の各邦の憲法制定とその運用の経験を踏まえての連邦憲法の制定と言う建国の時代を究極的に導いたのは「建国の論理」として捉えるなら、それは新しい「政治体」(polity)の構築の「論理」とも言えるだろう。ジョン・アダムズは、反英抵抗運動の勃発と共に本国と英領植民地との関係はどうあるべきかについて思索を重ねていた。その過程において彼を思想的に導いたのは、古代ギリシャのアテネやスパルタ、古代ローマや帝政ローマの国家の在り方や、同時にそれらを論究したイタリアのフィレンツェのマキャヴェッリなどの歴史・政治学書、次にピューリタン革命期の新しい国家の在り方を模索したミルトン、ハリントン、シドニーの共和政国家論、ボーリングブロックのイギリス国制論、さらにオランダ、スイスなどの隣接の絶対主権国家と戦い、自国の自由と権利を守っている「自由な国家」などの国家の在り方などの比較政治学的な研究などであった。その思索の結果として、彼は、共和政は人民や統治にあたる執政官などの政治家が人間としてアリストテレスの言う「最高善」の実現を目指す性格の徳(virtue)を備えている場合、人間の幸福と社会の幸福が実現

されるが、もし、統治にあたる政治家に徳が欠けて行くようになると、墮落した僭主政や寡頭制へと変質し、また人民も「謙遜、忍耐、節度」という徳が欠けるようになると、アリストテレスの言う「民主政」へと墮落するので、君主と貴族と人民の三つの政治勢力の間の相互の力の均衡と牽制に基づく協同統治が行われる「混合政体」が人間の自由を長期的に保障する政体であると言う認識を持つに至った。後で触れるが、彼はロックやモンテスキューの著作を紐解いてその認識を政治的確信へと固めて行った。こうして、彼はその政治的確信に基づいて、改めてイギリス本国の国制を見直して見ると、それは混合政体であること、そして13のアメリカの英領植民地の統治機構も本国のそれを模倣している点に思い至った。そうであるなら、独立後のアメリカの各植民地において共和政の統治機構を建設する際、すでに人民を代表する植民地議会が存在するので、主権者である人民が直接に王政的部分のgovernorを選出し、次に彼に政策的助言や司法活動を行う賢者の集まりの「参議会」も人民によってまた選ばせることにすれば、共和政国家が樹立されるのではないかと推論した。すなわち、旧秩序を全面的に破壊し、新しい秩序を創出するのではなく、植民地時代の統治機構を部分的に改組するだけで、印紙法公布以前の植民地時代のように、人間の権利と自由が保障され、人民の自治が享受される「政治体」が創出されるのではないかと、という結論が導き出されたのであった<sup>(16)</sup>。

一方、1776年の初めにはすでに「革命の論理」を政治理論的に定式化したトマス・ペインの「新しい国家の設立と言う革命」の方向性、すなわちイギリス国制の三つの構成部分の内、人間の権利と自由を抑圧する「王政的部分」と「貴族政的部分」を取り除き、残された共和政部分の一院制議会、つまり主権者の人民の唯一の代表機関を統治機構の中核に据えて、それにすべての権力を集中させる方向性がすでに打ち出されていたのであった。それは植民地の人民の多数を占める西部の小農民の願うデモクラシーの前進を意味した。とはいえ、デモクラシーが徳を欠く衆愚の多数者支配の形を取るようになれば、それは「多数者の暴政」に行き着くのは必至である、と東部の教養のある大・中資産家を代表する政治的エリートが憂慮するようになったのも、また当然の成り行きでもあったと言えよう。こうして、独立・革命派の中に「革命の論理」を構成する「分離・独立・革命」の三つの要素の内、「分離・独立」の要素に関して全面的に賛成であるが、「革命」、つまり新しく創出する共和政の政府の制度設計に関しては、一院制議会が主権者の人民の唯一の代表機関として、国家の全権力を掌握する急進的なデモクラシーの政体にするのか、それとも国家の全権力を大きく立法権と執政権の二権に分立させ、両権の担当者を主権者の人民が別々に選出し、さらに両者を相互に牽制させ、そして両者の間の力の均衡を保持させることで、集中した権力を独占する執政権ないしは立法権のどちらかの独裁を防止し、人民の権利(=財産)と自由が保障される政体にするのか、という今後創出される予定の共和政の政府の制度設計案を巡って対立が生じた<sup>(17)</sup>。

ジョン・アダムズは、1776年初めに大陸会議に出席するためにペンシルヴェニア植民地の首都のフィラデルフィアに到着して、各邦に新しい憲法を制定して国家建設に進むようにと言う大陸会議の決定が打ち出されるであろうと言うことを前提にして、トマス・ペインの打ち出した方向性が大勢となっていることに懸念を示す友人たちの声を聴き、それを日記に次のように記している。「『コモン・センス』には、その三分の二が王政的部分と貴族政的

部分は旧約聖書に基づいて書かれており、残りの] 三分の一は、諸邦の政治形態を一院制に、そしてアメリカに大陸会議を据えると言う計画で埋められている。・・・私は、諸植民地の政府設立に対する大陸会議の指示のみを待ち焦がれている人民にこうした馬鹿げた案が推奨されるのを見て残念に思う。・・・彼の案は、何の抑制もなく、均衡や対抗を試みる策もなく衆愚的であり、混乱とあらゆる悪弊を生み出すに違いない。」<sup>(18)</sup> このように考えた彼は、友人の勧めもあり、トマス・ペインの急進的な政府の制度設計案に対抗して、植民地の伝統を踏まえた現実主義的な代案として、そして各邦の憲法制定者の手引きとなるようなパンフレットの『政府論』(Thoughts on Government) を1776年4月末に刊行した<sup>(19)</sup>。その中で、彼は自分が推奨する政府の制度設計案を次のように述べている。イギリスの国制 (constitution) の中で唯一の価値ある部分は共和主義的な部分である。共和政の正しい定義は「法による統治であって、人間による統治ではない (an empire of laws, and not of men)。…社会の諸権力の特定の配置、換言すれば、法の公正で正確な執行を確実にするように良く工夫された政府形態が最良の共和政である。そして共和政の指導原理は徳であり、それは人間の幸福と同一視されるが、その増進が政府の固有の目的である、と前置きした後に、政府のあらゆる権力は人民の友の手中にあるが、トマス・ペインの主張するような一院制議会にそれがすべて帰属する場合の欠陥を次のように指摘した。①一院制議会は議員「個人の悪徳、愚行、弱さ」の影響をもろに受けやすい。②トマス・ペインが「全人民を代表する立法府が政府のすべての機能を行使すべきである」と信じているようであるが、一院制議会は秘密と〔国務の〕迅速な処理という政府の二つの本質的な特性を欠くが故に、執政権を行使できない。③また一院制議会は司法権も行使できない。と言うのは、その構成員の数が多く、判断を下すまで多くの時間を要し、さらに議員たちは「法律に精通していない」ので、司法にも適さないからである。換言するなら、「政府のあらゆる権力を掌握する一院制議会は彼ら自身のための恣意的な法を作り、彼ら自身の利益のためにあらゆる法を恣意的に執行し、そしてあらゆる係争については彼らの都合の良いように判決を下すからである」<sup>(20)</sup>。以上のような一院制議会の欠陥を指摘した後に、それを是正し、人間の幸福が実現される政体としての共和政においては権力分立制を中核に据えるべきである、と次のように主張した。一元の執政府と一院制議会間の対立は共和政を破壊する。司法府は立法府の統制下にあるので、執政府と立法府の間のレフェリーとしての役割を果たすことが出来ない。そこで、議会をすべての人民を代表する下院と、植民地時代の参議会を改組した上院との二つに分け、上院に立法過程における執政府と下院の仲介者の役割を与える必要がある。次に、執政府の長の統領は両院において選出し、そして、統領には旧総督が持っていた法律案拒否権を与え、さらに上院の同意を得るという条件の下で、裁判官及び文・武の公職者の任命権などを与えるべきである。裁判官はその独立性を保持出来るようにするために終身制にする。但し、非行があった場合には弾劾によって罷免されるか、犯罪の場合は免職される。権力の座に長く留まる場合、「謙遜、忍耐、節度」と言う徳に欠け易く「獲物に餓えた野獣」に化けるので、統領及び両院の議員は毎年改選させるべきである<sup>(21)</sup>。最後に、共和政は人民が有徳である限り存続するが、そうでないなら墮落するのは必至であるので、古代ローマのように墮落へと誘う贅沢の禁止法の制定や、人民を有徳にする教育制度の整備が必要不可欠である、と付け加えている<sup>(22)</sup>。このような内容の政府の制度設計案は、後に彼が起草したマサチューセツ

ツ邦憲法では大部分実現され、連邦憲法の中においても受け入れられて行くことになる<sup>(23)</sup>。一方、トマス・ペインの示す政府の制度設計案に基づいて憲法を制定した邦でも、一院制議会が統治機構の中心に据えられたとはいえ、一応、形式的には三権分立制が憲法の中に取り入れられて行った<sup>(24)</sup>。

ともあれ、急進的な憲法と言われているペンシルヴェニア邦憲法とそれに影響を受けた幾つかの邦を除くと、他の諸邦の憲法制定者の理想の政体はイギリスの国制の特徴と言われている混合政体の長所を取り入れた共和制であった。従って、各邦で導入された憲法体制は、その基本は民主政であっても、その民主政に混合政体論のアメリカ的な修正が施されたヴァージョンがビルトインされたものであった点は止目してもよからう。このように、アメリカの共和主義は、一応当時においては民主主義と区別されてはいたが、その本質においては同類のものであったと見ても間違いなからう。

顧みるなら、イギリスで混合政体論が展開されるようになったのは、ピューリタン革命時にクロムウェルが創設した共和政について、ミルトンがポリビオスの混合政体論を使って弁護した後ではないかと思われる。ポリビオスは、君主制、貴族政、民主政の三政体は長期的には存続し得ず、必ず腐敗し、それぞれが専制政治、貴族寡頭制、衆愚政治へと転落するのは必然であると言うアリストテレス国制循環論を受け継いで、それを土台にして、もしそれぞれの良いところを結合すれば、国制の安定を確保することが可能であり、それが実現されているのはローマ共和政である、という混合政体論を展開した。そしてその主張の中で、ローマ共和政の長所は、国政機関が政治の総括機能を担当する執政官、国のために最高の智慧を提供する賢者の集まりの元老院 (Senate)、民衆の意見を反映する民会の三つに分かれていて、この三つの機関が相互に抑制し合い、それぞれの最良の要素が結合されているところにある、と述べている<sup>(25)</sup>。クロムウェルの共和国では、General Council と称された議会はローマ共和政の元老院に当たり、議会で選出された護国卿及び彼が任命した委員と議会によって選出された委員から構成される国務会議 (Council of State) が執政府 (Magistracy) に当たり、民会に当たる民主的要素は議会の議員及び治安判事などの地方自治体 (Local Government) の公職者を人民が選出する過程にある、とミルトンは、国政機関の三つの要素が分立し、相互に抑制し合う関係にある点を新しく指摘している<sup>(26)</sup>。それまでのイギリスの国制は王権と人民——貴族と庶民の二つに分かれていたが——の二つの権力集団の分立と両者の協同統治体制であった。つまり、社会における二つの権力集団間の相互抑制のシステムであったと言えよう。それに対して、ミルトンは権力集団の間のみならず、さらに国政機関の間の相互抑制の関係をも指摘している<sup>(27)</sup>。それは、従来の身分ないしは階級間の権力分立論を前提にしつつも、新たに国政機関の間の権力分立論であり、ロックの三権——議会の立法権と国王の執政権及び連合権 (外交関係処理権) ——の分立論の先駆的形態と見られよう。ちなみに、ロックは議会在上院と下院に分かれていて、両者も相互に抑制関係にある、と述べているので、彼の主張はその実質において四権分立論であるとも言えよう。このロックの三権分立論は、もともと司法権が存在しないフランスの絶対王政において、モンテスキューによって自己の属する司法機関の高等法院の権限の拡大を正当化するために利用されることになった。すなわち、モンテスキューは、イギリス人は自由である、その理由は国家権力が立法権、執行権、司法権の三権に分割され、相互に抑制・均衡の関係にある、とその著書『法の精神』

(1748年)において次のように述べたのである。「同一の人物の手に、また同一官僚団体の手に、立法権と執行権とが兼ねられるとき、自由は存在しない。なんとなれば、同一君主または同一元老院が暴政的な法を作ってそれを暴政的に執行する恐れがあり得るからである。裁判権が立法権及び執行権と分離していない場合もまた、自由は存しない。この権が立法権と結合しておれば、市民の生命及び自由に対する権力が恣意的なものとなろう。裁判官が立法者となる訳であるから、この権が執行権と結びついているとすれば、裁判官は圧政者の力を持ち得るであろう。<sup>(28)</sup>」このように、モンテスキューによって人民の自由を保全する仕組みとしての三権の機能的区分とその相互の抑制均衡論が示されることになった。こうして、ミルトンの混合政体論がロックの権力分立論を媒介にしてモンテスキューの三権の区分とその間の機能的な抑制・均衡論へと変容して行ったが、このミルトン、ロック、モンテスキューのそれぞれの考え方がアメリカの各邦の憲法制定者に影響を与え、人民に基礎を置く代議政体にイギリス国制の混合政体論が三権分立論に姿を変えて、それがビルトインされて共和政が創設されることになったと見られよう。

第六は、基本法としての憲法と議会制定法とを区別する考え方である<sup>(29)</sup>。イギリス本国政府がアメリカの植民地に対する積極的な関与政策を展開した際の手段は議会が制定した印紙法であった。1688~9年の名誉革命以降、イギリスでは主権者は「議会における国王」、すなわち議会主権の国家に変容していた。従って、議会の制定した法律にはイギリス人は従う義務があった。マサチューセッツ湾植民地のサムエル・アダムズは印紙法に反対する植民地人の考え方を代表した「マサチューセッツ回状」の中で、次のように主張した。イギリスには「国会に優越する根本法」が存在し、それによって「イギリス人の古来の権利と自由」が守られて来た。印紙法はこの根本法たる憲法に違反しているので、従うことはできない、と。また、この考え方を、北米植民地はイギリス帝国内の一構成国であるとの観点から、憲法と制定法との相違の考え方を別の視点からアプローチしたのは、上記のジョン・アダムズである。彼は又従兄のサムエル・アダムズの反英闘争を支援するために親英派の主張を批判する論文「ノヴァングルス」(Novanglus)——ニュー・イングランドのラテン語読み——を1774年末から翌年にかけて新聞に手紙の形で連載している。その中で、彼は、北米植民地と本国との関係について次のように捉えている。すなわち、イングランド国王を君主に戴くスコットランド、アイルランド、ウェールズ、北米植民地の四つの国家から構成された同君連合の「グレート・ブリテン」においては、アイルランド、ウェールズは征服者と被征服者の関係にあり、それに対して北米植民地は、発見、探検、購入、移民によって形成された土地である。つまり、アメリカに移住したイギリス人が、人間が持つ自然権のみを持って植民地に自らの政府を持つことになった土地である。そして、アメリカは国王と植民地との間の契約である「特許状」によって「自治」を行っており、独自の議会も有している。「一国王の下で連合した諸国家は、通商条約によって結束している」。従って、海を守ってくれる国王に対しては通商条約に基づき関税は支払っている。しかし、アメリカは、管轄権を異にし、かつ代表も送っていないイングランド議会が制定した法律、つまり印紙法は、人民が「同意」を与えていないことを政府が人民に強要できない「コモン・ロー」に体现されているイギリスの基本法の原則に照らしても、北米植民地には適用され得ない。従って、北米植民地は従う義務がない<sup>(30)</sup>、と主張した。このように、ジョン・アダムズは本国の議会はイン格蘭

ドの議会であり、イングランドと同列の連邦の構成国の北米植民地には通用しない、という論法を展開しているのである。この主張に見られるように、ジョン・アダムズは、1775年の時点において、北米植民地人たちはアメリカと言う自然状態において自然権に基づいて新たに政府を樹立したという考え方を示しており、この考え方を延長させれば、北米の分離・独立へと向かうことになるのは必然であろう。彼は、また又従兄のサミュエル・アダムズ同様に、百歩譲って北米植民地がイギリスの延長であったとしても、印紙法などの本国議会の制定した法律は、植民地におけるイギリス人の「古来の権利と自由」を守って来た本国の基本法、つまり憲法（Constitution）に違反すると言う主張も展開している。こうした主張の中に見られるように、国家の基本法と議会制定法との区別を自覚するようになった彼は、北米植民地の13の地域も、新しく国家を建設する前に基本法たる「憲法」を先に制定しておかなくてはならない、と『政府論』刊行と同時期に主張するようになった<sup>(31)</sup>。こうして、国家の基本法である憲法と、その憲法に基づいて設立される立法府、つまり議会の制定する法律は、その法の性格が根本的に異なるので、通常の議会で制定すべきではなく、主権者を代表する特別の会議で制定されるべきであると言う考え方が生まれた。イギリスでは、ピューリタン革命期に Covenant（契約）、すなわち社会契約としての憲法が制定されていたが、それを見習って1660年に王政復興が宣言された議会も特別に国制に関わる基本に関する決定を下す会議であるので、その名称を Convention と称したし、また1688~9年の名誉革命の際の議会も同様に Convention と称していた<sup>(32)</sup>。それを見習って、13の植民地において新しく国家を建設する際においても、主権者の人民の代表が自分たちの国家の在り方と、それに基づく国家を管理・運営する政府の組織に関する基本法を制定するために一回限りで集合する Convention を招集すべきである、と言う考え方が広がって行ったのである<sup>(33)</sup>。

ちなみに、後に、憲法学界で「憲法制定会議」と称されるようになる、通常の議会と異なる性格を持つ、国家の基本法の制定・改変を行う主権者たる人民の集会と言う考え方が生まれるようになった。なお、Convention の概念は間もなく旧世界のフランスに伝わり、1792年のフランス革命憲法を「国民公会」が制定・公布するが、邦訳語の「国民公会」の原語は la Convention nationale である。

第七は、平時において人民の権利と自由を抑圧する危険性を有する常備軍に反対し、国の防衛システムとしてはスイスやオランダで行われていた「武装した人民」による国土防衛、つまり民兵制の考え方である<sup>(34)</sup>。

以上挙げた憲法制定の指導原理や指針に導かれて、各邦では成文憲法が制定されて行った。その際、トマス・ペインの示した政府の制度設計案とジョン・アダムズの政府の制度設計案のどちらかを各邦が採択するようになるが、人口の多数者を占める西部に住む小農が彼らの代表者を政府に送込むことが出来る諸邦では、革命の熱気も手伝ってトマス・ペインの案を採用する傾向が強まったことは言うまでもなからう。その結果、各邦において制定された憲法には、政府組織の在り方、つまり三権の編成の仕方、財産に関して権利章典におけるその位置づけの態様、執政府の担当者や立法府議員の選出方法やその任期、などに多少の違いが見られるが、その違いは革命と共に高まった民主政のエネルギーをどれだけ「政治の世界」に反映させるべきかどうかという新しい政府の制度設計に関する考え方の違いにあったと見られよう。ともあれ、最初に公布されたヴァージニア憲法が各邦の憲法制定において参照モ

デルになったが、それを中心に置いて、比較すると、民主政のエネルギーを反映させる度合いの高い方を左とするなら、左にはペンシルヴェニア邦憲法があり、その対極の右にあるのがマサチューセッツ邦憲法である。つまり、各邦において制定された憲法は大体三つの憲法の類型に分類されることが出来る。従って、この三つの憲法について順を追って見て行くことにしたい<sup>(35)</sup>。

## 2、三つの類型の邦憲法

### (i) ヴァージニア邦憲法

ヴァージニアでは、1776年5月に邦代表者会議（Convention）が開催され、まずヴァージニアの独立が決議され、次いで憲法起草委員会が設置された。同委員会ではパトリック・ヘンリ、ジョージ・メソン（George Mason,1725-92）、ジェームス・マディソン（James Madison,1751-1836）などの革命派が主導して原案が作成された。その起草に当たったのはメソンであった。原案に対して保守派が反対し、その主張を入れた妥協案としての憲法の第一部に当たるヴァージニア邦の権利の章典（Bill of Rights）が確定され、それが6月21日に採択された<sup>(36)</sup>。次いで、29日にその第二部の「憲法もしくは政府の機構（Frame of Government）」が採択された。前者が基本的人権の部分であり、後者が政府組織の基本法である。権利の章典の内容はジェファソンの起草した独立宣言と殆ど類似したものである。その理由は、ヴァージニア憲法制定会議中にジェファソンは大陸会議に出席中であり、メソンの起草した権利の章典が独立宣言より先に作成されていて、それを参考にして独立宣言が作成されたからである。そして、その後制定される各邦の憲法にも大体同じ権利の章典が取り入れられている。

ヴァージニアの権利の章典は16条から成る。第一条には「財産を取得所有し、幸福と安全を追求獲得する手段を伴って、生命と自由とを享受する権利」が不可譲渡の天賦人権であると宣言されている。第2条と第3条には、ジョン・ロックの主張する人民主権論に基づく信託政府論及び人民の革命権が規定されている。第4条には、公職者の特権の廃止、公職の世襲制の廃止が宣言されている。第5条には、政府の機能を立法権、執政権、司法権の三権に分け、立法権と執政権は司法権から分離されており、世界で初めての三権分立制の規定が設けられている。そして、立法権、執政権の担当者の人民による選出が規定されている。第6条に、選挙の自由の原則と並んで、「社会に対して、恒久的な共通の利益および愛着を持つことを示す十分な証拠のあるすべての人」に選挙権が付与される、と規定されている。有権者の資格としての財産要件が定められているのである。第7条から第11条までは、イギリスの人身保護法に示されている、法律に基づかない不当な逮捕の禁止や裁判における陪審制など司法における人権尊重の手続きが規定され、第12条には言論・出版の自由、第13条には平時における常備軍の禁止、第14条には国家内の国家設立の禁止、第15条には自由な政府は人民が有徳でなければ存続は困難であるとの理念に基づく、人民が遵守すべき倫理的規範として「公正、中庸、節制、質素、廉潔」を挙げ、最後の第16条には信教の自由が宣言されている。

次の政府組織の基本原則編のところでは、最初にジョージ3世の植民地に対する専制と「悪行」の事例を挙げて批判した後に、大陸会議の勧告に基づいてヴァージニア政府の機構を次

のように定めたと言っている。まず、「権利の章典」の第5条を受けて、三権分立制の採用が規定され、立法権を担う議会は二院制が採用されている。下院議員はカウンティの「自由土地保有者」と法律に基づく投票適格者によって毎年選出される。上院議員はカウンティを24に分け、その各々から一名が選出される。下院（General Assembly）はすべての法律の発案権を有し、上院（Senate）は拒否権が付与され、修正は下院の同意を必要とする。但し、財政法案については上院には修正が許されないと規定されている。次に、執政権を担うのは毎年両院の合同投票によって選出される統領（Governor）と彼を補佐する執政参議会である。統領は任期終了後4年が経過しなければ、再選は不可。統領は執政参議会の助言に基づいて、かつ共和国の法律に従い、執政権を行使できる。統領にはさらに民兵隊を編成し、その法律に基づく指揮権、および下院の決議に基づいて恩赦を与える権限が付与されている。最後に、司法権を担当する最高裁判所判事は両院の合同投票によって選出される。地方自治体の司法・行政を担当する治安判事の任命権は統領にあり、警察吏の任命権は治安判事に与えられる<sup>(37)</sup>。以上が政府機構の概要である。植民地時代と比較して見ると、人民の自由と権利を権力から守り、さらにそれをより確実に保障されるような「弱い政府」の仕組みとして三権分立制が採用された点は画期的である。次に、植民地議会がイギリスの国制に倣って二院制となっている点、総督と参議会が国王勅任制に代わって、人民によって選出される仕組みに代わった点、従来、行政権と司法権が附属していた参議会の機能が分割されて、参議会は執政参議会に名称を変え、統領の執政・行政権行使の助言機能のみを保有することになり、それまで有していた司法機能は新設の最高裁判所に移された点、などである。

以上見たヴァージニア憲法の概要から見えて来るその画期的な特徴は、人権保障のための権力構造の構成の工夫の一つとしての三権分立制の採用、およびイギリス憲法の核心的部分（マグナ・カルタ、権利の請願、人身保護法、宗教寛容法、権利の章典など）に列挙されている「イギリス人の古来の自由と権利」がピューリタニズムを媒介にして受容された啓蒙思想によって人類の普遍的人権へと昇華させた部分を土台に、植民地時代に新たにその獲得の必要性が痛感された諸権利が積み重ねられている点である。新しい人権とは、植民地の150年間の政治的な体験、とりわけマサチューセッツの初期の神権政治の恐怖、反英闘争時代に経験した言論・出版の自由への弾圧、などが二度と起こらないようにする社会を作るべきとの新たな決意から、ピューリタニズムの「人間の内的光」の啓蒙思想的な言い換えいとしての人間の理性への信頼、そしてその人間の理性の発露の良心の自由に基づく、言論・出版の自由である。

## (ii) ジェファソンの国家像

そもそも国の最高規範としての憲法は所詮「行動のプログラム」と言ってもよからう。新しい社会と国家を創出する設計図の基本原則を具体化するのには、人民とそのリーダーに委ねられていると言えよう。彼らが憲法を「行動のプログラム」として受容して、それを自分の信念体系に変え、さらにそれを自分のアイデンティティの基礎にするようになってはじめて憲法は生きた政治体制へと変容するであろう。従って、ヴァージニアの政治的エリート、とりわけその最高リーダーであったジェファソンがこの憲法をもって実際にどのような国家を作り上げようとしていたのか、彼の国家像を瞥見して置くことも必要であろう。彼は、別稿



で紹介したように、プランターであるが、その農園は小規模であり、小農の多い奥地の西部開拓地の近くにあり、ヴァージニアの人口の圧倒的な多数を占める小農と自分とを同一視して将来の国家像を構想していたよう思われる。彼は、ヴァージニア共和国成立後、政治家として、議員在職中、植民地に移植されていた本国の貴族制の存続の法的根拠となっている長子・限嗣相続制の廃止法案を通過させ、同国に残る領主制の遺物の一掃を図った。次に、初代統領にパトリック・ヘンリが就任していたが、彼はその跡を継いで 1779 年に統領に就任し、81 年まで在職した。憲法を実際に運用したその間の体験に基づいての反省を踏まえて、自国の進むべき国家の在り方を示した文書「ヴァージニア覚書」を 1784 年に著している。聖書には選民の思想が見られるが、彼も敬虔なキリスト教徒として、その考え方を受け継いでいて、自営農民こそが神の選民であり、ヴァージニア共和国の基本であると考えていた。彼は、上記の文書の冒頭に憲法の重大な欠陥は、「税金を納め、兵役に就く人民の過半数」に投票権が与えられていない点を挙げ、西部に住む多数の小農民の政治参加のチャンスを増大させる、より多くの民主主義の要素を取り入れた方向への改革が必要である、と主張している<sup>(38)</sup>。次に、政府機構がイギリスのように議会優位の形に作られているために、不平等な選挙制度や選挙の腐敗、さらに議会への過度の権力集中の帰結としての議会による「選挙専制政治」(An elective despotism)への危険性もあり得る点に警鐘を鳴らし、人民の自由のために三権のより明確化とその相互抑制が不可欠である点を強調している<sup>(39)</sup>。さらに、ヴァージニアが王領植民地であったために、イギリスの国教会(Anglican Church)が公定教会となり、異端者を迫害した事実を挙げ、政経分離と信教の自由をより徹底的に実現すべきであることも主張している<sup>(40)</sup>。さらに、人民の多数者の農民が「道徳的に腐敗した現象」を見たことがないが<sup>(41)</sup>、とはいえ、人民の中には啓蒙されていない人々も少なくないので、公費で学校を設立して義務教育制度を導入し、次の世代が共和国を政治的に運営するために必要な政治的教養、とりわけ歴史教育を行わせる必要がある、との見解を披歴している<sup>(42)</sup>。人民の教育の必要性は、彼が国家の経済基盤を商工業ではなく、農業に置いている点と深い関係があるように見られる。彼は、西部に無限な土地が開かれており、新しく移住して来た人々に未開の土地を開拓さえ、独立自営農民に育て上げることで、農民のみからなる共和国を構想していて、工業を出来るだけ排除する姿勢を示している。当時、イギリスでは産業革命が進行中であった。それによって排出された多くの労働者は貧窮化しており、雇用主に「依存」せざるを得ない状態にあった。もし選挙権が与えられたとしても、買収される必然性がある現実を伝え知らされていた。この現実から推理して、工業は「依存」する人民を生み出す可能性が強いと考えられていたからである。従って、経済的、社会的、政治的に「依存」する状態にはいない人々、すなわち独立自営農民という人民の「健全な部分」から成る政府を樹立し、存続させるためには、独立自営が出来る農業こそが共和政、つまり民主政に不可欠である、と主張していたのである。彼は、工業はヨーロッパに任せ、ヴァージニアは農業国として存続し、生活に必要な工業製品は農産物と交換すればよいのでないかと、農民共和国を将来の国家像として描いている。最後に、人間の平等の原則に反する奴隷制度の存在については、彼はそれを認め、奴隷制度は「人民の習俗一般に不正な影響を与えている」<sup>(43)</sup>ので、奴隷所有者の同意を得て、社会秩序を乱すことなく、完全な解放に向けての準備を進めていく必要がある、と主張している<sup>(44)</sup>。

ところで、彼の農民共和国像は、西部に広がる無限のフロンティアの存在、及び絶えざる

移民の到来を前提にして、当時の Local Government が順当に機能している社会の永続化を願う気持ちの未来への投影であったとも推測される。西部には、独立自営農民が基礎的な自治団体のタウンを結成し、自主的に管理・運営し (governing) しており、タウンそれ自体で解決できないような問題については、幾つかのタウンが集まってタウンの上に中間レベルの自治団体のカウンティを結成し、その管理・運営のためには、各タウンから選出された代表者が合議体を設けて解決に当たっていた。そしてこのカウンティのレベルを超える課題には国にその解決を求める、という地方自治制度がイギリスから移植され、地方自治が機能していたのである。つまり、地方レベルでは直接民主政が活きており、カウンティのレベルにおいて代議制政治が展開されていた。従って、独立自営農民にとって、タウンは彼らの政治的共同体であったし、次に、休息日にはタウンの教会で同じ会衆たちと一週間無事に過ごせたことを神に感謝し、明日からの生活について神の祝福あらんことを祈る宗教生活を行っており、従って教会を中心とする宗教共同体の一員でもあった。そればかりでなく、タウンの民兵隊の一員として、一年の内、一定の期間、軍事専門家——多くは国が派遣した陸軍将校——の指導の下で軍事訓練を受けており、防衛共同体の一員でもあった。このように、農民たちは三つの結社に所属して、Local Government の管理・運営に直接に参加し、農業社会の安定的な存続と発展が続けられたと見られよう。こういう自治社会が存在したが故に、中央政府の仕事は限られていた。それ故に、「小さな政府」が可能であったように見える。こうした民主的な Local Government を併せ考えて見て初めて彼の農民共和国像の由来がある程度想像され得るのではないかとも思われる。後に彼が合衆国第三代大統領に就任しており、彼のこの国家像に基づく国の方向づけが全国的規模に展開されていたことを想起して置くことも、アメリカを理解するためには必要であろう。

### (iii) ペンシルヴェニア邦憲法

次に、ヴァージニア憲法と比較して、民主政の要素の度合いのより高いペンシルヴェニア憲法の特徴を見ることにしたい。ニューヨーク、ニュージャージー、メリーランド、デラウェアと共に中部植民地に属するペンシルヴェニアは、すでに別稿で述べたように、農牧畜業と並んで海運業が盛んであり、大商人や大農園主が植民地議会を支配し、独立闘争の初期でも穏健派の立場を示しており、保守派が強い植民地であった。従って、1776年5月15日の大陸会議によって各植民地に出された「人民の権威」(the authority of the people)に基づく新政府樹立の勧告を受ける前は、独立反対派や穏健派の勢力が強力であった。しかし、独立宣言前後に国王忠誠派が逃亡、ないしは追放され、それと連携関係にあった保守勢力の一部も影を潜めるようになった。それに反して、急進的な独立賛成派が勢いを得始めることになり、大陸会議の勧告に従って新政府樹立のために必要な憲法制定会議 (constitutional convention) の召集を要求した。そして、その要求に基づいて憲法制定会議の選挙が実施されるようになった。その際、代議員選出者の資格について、植民地議会に投票する資格を有していた者に加えて、民兵にもその資格が付与され、さらに立候補資格も与えられた。こうして、1776年7月15日に召集された憲法制定会議では、それまで支配権を掌握していた東部沿岸地域の代表に対して西部の中小農民の代表が圧倒的多く選出された——24対64——<sup>(45)</sup>。その結果、憲法には下からの民主主義の要素が強く反映されることになった。フランクリンを議長とする憲法起草委員会が作成した憲法案は9月28日に採択されたが、そ

これは、序文に憲法と議会の制定する法律との根本的な違いを宣言し、それ故に、人民全体の合意が表出される憲法制定会議を開催して、憲法を制定した点を強調し、憲法の永久不変性を次のように宣言している。「この憲法は今後経験を経ることで改善が必要と認められる条項を除いて、いつまでも不変のものとする。なお、改善が必要と認められる条項に関しては、この憲法の定めるところに従って、適正に授權された人民の権限に基づき、上述したすべての政府の偉大な目的や目標を一層効果的に獲得し確保して行くために、修正し改善して行くものとする。」と。この憲法と議会制定法との本質的な相違の指摘及び憲法の永久不変性の理念は、反英闘争時代の本国における全能の議会に対する批判から生まれた考え方であり、それは後に連邦憲法に取り入れられることになる。その点は画期的と言えよう。ペンシルヴェニア憲法は、ヴァージニア憲法と同じく、権利の章典——名称は「権利の宣言」である——、政府組織の基本法の二部構成になっている。そして、権利の章典と政府の組織法の両者を包括する名称として初めて Constitution が使われた<sup>(46)</sup>。権利の章典はヴァージニア憲法とその内容が殆ど同じであるが、選挙権が「社会に対してまったく明白に共通の利益と愛着を持つすべての自由人」(第7条)、すなわち、「国の税を支払った21歳以上の全ての自由人男性」に与えられている点、「法の支配」が強調されている点(第8条)、などの違いがある。とりわけ、納税者全員に選挙権が認められている点は諸邦の憲法中最も民主的、つまり急進的であると言われているところである<sup>(47)</sup>。次の政府組織の基本原則では、三権分立制ではなく、一院制の立法府と複数制の執政府制の二権分立制が採用されている点はその著しい特徴である。一院制議会は政治の最高機関であり、憲法で列挙された権限の他、「自由な国家の立法部に必要なすべての権限」が付与されている。権力が集中されている議会をチェックする仕組みがなければ、議会の専制の可能性も予想されるので、この権限には厳しい制限を設ける仕組みが用意されていた。議会は原則として、一会期中に法案を起草し立法化することが許されないという仕組みである。第13条において、人民の代理人の議員は、主権者たる人民に意思表示の機会を与えることなしに、法案を可決すべきではないと言う、議会をチェックする規定が組み込まれている。この規定は、権力分立制の機制を用いるのではなく、直接民主政の要素を加味して、議会をチェックしようとする試みであったと解される。次に、複数制の執政府は、「最高執政参議会」(Supreme Executive Council)と称され、3年任期で有権者によって直接選出される12名の委員から構成された合議体である。その委員は毎年三分の一ずつ交代し、在任三年の後は四年間再選が認められないことになっている。合議体の議長(President)と副議長は、最高執政府の委員と議会の合同投票によって選出され、かつ一年交替制である。議長は本来国の元首格であると考えられるが、ペンシルヴェニアでは合議制の最高執政府の形式的な代表者であって、他の委員と権限は同じであり、すべての決定は委員の合議に基づいて行われることになっていた。複数制の執政府を採用している国はスイスであるが、それは執政府が強力になると、専制化する危険性があると言う歴史的経験から学んだ政治的知恵である。ペンシルヴェニアでも、「弱い政府」の制度化してこのスイスのモデルが取り入れられたのではないかと思われる。執政府には、公務担当者については「議会及び人民が選出する場合を除いて」その任命権、及び民兵隊の指揮権などが与えられる。最後に、最高裁判所の判事は議会によって選出され、その任期は7年である。地方自治体で司法を司る治安判事と法の執行に当たる保安官は住民によって選出される。さ

らに注目されるのは、上記のように、人民の自由と権利を保全させるために最も工夫され、考案された国家の最高規範の憲法に基づいて、人民から権力が委ねられ、それを行使する権限を持つ政府、すなわち議会と執政府の両者の憲法に違反する可能性を予想して、その可能性を絶えず監視し、その是正を図る機関として各市及び各カウンティから選出された各々2名の代表から構成される「監察参事会」が設置されている点である。この監察参事会は、1783年10月第二火曜日に委員を選出して発足後には7年毎に改選されることになっている。その任務は「憲法全体の条項にわたって憲法が侵犯されずに遵守されているかどうか、政府の立法並びに行政部分は人民の擁護者としての任務を果たしているかどうか、それとも憲法によって与えられている以外の権力やそれ以上の権力をわがものとして行使していないかどうかを調査することである。」(第47条) この制度は、立法部の制定した法律の違憲性を審査し、それを正す過程を制度化した最初の試みである。そしてまたそれは後の連邦憲法時代の違憲立法審査制の一面を先取りしているようにも見られる<sup>(48)</sup>。

さて、憲法が人民に受け入れられて、彼らの政治的「行動のプログラム」となるように、第一部の権利の宣言の第14条には人民に「公正、中庸、節制、勤勉そして質素さを堅持する」ことを求めており、第二部の第44条には立法部に対して若者の教育のための学校設立の義務付け、また第45条には人民の「徳の育成を奨励し、悪徳行為や不品行を防止する法律」の制定とその施行を求めている。さらに、第40条には公務担当者に対して憲法遵守の誓約を行うことを求めている<sup>(49)</sup>。これらは、憲政制定者が、有徳な人民に抛らなければ共和政は順当に機能し得ないという古典古代の教訓を想起し、かつ憲政における人民の果たす役割についてはあまりにも多くの期待と信頼を寄せていることへの不安から、またそれと連関して理想的な憲法を作ったのではないかという恐れも手伝って、こうした条文を挿入したのではないかと想像されよう。

以上のような「革命的民主的な憲法」<sup>(50)</sup>は、同憲法公布後に直ちに始まった東部の大商人層と大農園主から成る穏健派と「より多くの民主主義」を要求する西部の農民層との間で始まった国家の指導権を巡る争いが憲法改正の形で顕在化して、憲法紛争が発生した。独立戦争初期においてはペンシルヴェニアの首都のフィラデルフィアは一時イギリス軍に占領され、混乱状態が続いていたが、戦争が次第にアメリカに有利な方向へと展開するにつれて秩序が回復し、それと共に穏健派が国家の指導権の奪取に乗り出し、両者の対立は激化した。言うまでもなく、西部の農民層の代表が指導権を握る一院制議会の国政運営は穏健派にとっては立法部の「暴政」と映った。従って、彼らは「絶対権力」を持つ一院制立法部の権力制限を目指して、「三権分立制」に照らしての現行憲法の運用の在り方を問い、憲法論争へと発展した。そして、すぐ後に述べる1780年に制定されたマサチューセッツ邦の憲法が一院制立法部の「暴政」を是正する厳格な三権分立制を導入したことから、穏健派は同憲法をモデルにした憲法改正を主張して権力闘争が展開された。そして、一院制立法部の「暴政」への対抗措置として、1787年に制定された連邦憲法には強力な執政部が創出されるが、そうした連邦憲法の制定をリードしたペンシルヴェニア代表のJ・ウイルソン (James Willson, 1742~1798) が中心となって1790年に新しい「保守的な」憲法へと改正が行われた<sup>(51)</sup>。

#### (iv) マサチューセッツ邦憲法

最後に、諸邦の憲法の中で最も保守的であると言われているマサチューセッツ邦憲法について見よう。マサチューセッツ湾岸植民地では、1775年に本国との戦闘状態に入っていた。そのことはジョージ三世が本国と植民地の契約を破棄したことを意味したので、今やロックの言ういかなる憲法も存在しない自然状態が発生した、と急進的民主主義を主張する西部の代表的なタウンのピッツフィールド（Pittsfield）の人々が主張し始めた。そして、こうした考え方は他の多くのタウンの民衆の考え方を代弁するものでもあった。従って、新しい国家は社会契約に基づいて設立されるべきであり、そして、その前提の憲法は人民の多数によって承認されるべきであり、また議会自体の根拠であるはずの憲法を議会が制定してはならない、という初歩的な知識が広まっていた<sup>(52)</sup>。そういう状態の中で、独立宣言後の1777年6月に新しく選出された暫定議会は革命機関として活動する一方、憲法案を作成し、それを1778年3月にタウンの批准にかけた。ところが、圧倒的多数で否決された。反対の理由としては、憲法案に権利の宣言が入っていない事、有権者の資格の内、財産額の設定が高めであること、統領と参議会に公職者の任命権を与えることは危険であること、選挙区が人口の多寡を問わずタウンになっていることに起因する代表の不平等性、下院の議席数の不公平性が挙げられていた。さらに国の最高規範の憲法を議会が起草するのは違法であるという上記の観念も挙げられていた<sup>(53)</sup>。従って、議会は民衆の間に広がっているこうした観念を尊重せざるを得なくなり、ついに79年6月に憲法制定会議の招集を決定した。そして、憲法制定会議選挙に際しては、従来の選挙慣例を踏襲した暫定議会の選挙の時のような一定の財産などの資格要件に基づく選挙制度は一時棚上げして、21歳以上の自由民の成年男子に選挙権が与えられることになった<sup>(54)</sup>。

1779年9月、憲法のみを制定を任務とする西欧の歴史上初めての憲法制定会議が開催された。そして30名から成る憲法起草委員会が設置され、同委員会は実際に憲法の起草に当たる三名の委員を選出した。その三名とは議長に選ばれていた当時邦内の最大の資産家のジェームズ・ボードウィン（James Bowdoin）、及びサミュエル・アダムズとジョン・アダムズであった。さらに、この三名の小委員会は憲法の起草をすべてジョン・アダムズに一任した。こうして、80年3月に開催された憲法制定会議において、統領の法律案に対する絶対的な拒否権については後に述べるように修正されたが、ジョン・アダムズの起草した憲法案が三分の二の多数の支持を得て採択された。そして、その後に紆余曲折はあったが、タウンの批准を受け、憲法制定の手続きが完了し、マサチューセッツ邦憲法が公布された<sup>(55)</sup>。

マサチューセッツ邦憲法も二部構成となっており、第一部の「権利の宣言」は30条から成り、その内容は他邦のそれと殆ど変わりがないと言える。「権利の宣言」の序において、「政府を創設し、維持し、かつ運営する目的は、・・・個人に安全かつ平和にその自然権を享受する力を与えようとするところにある。」と、宣言されている。それを受けて、もし政府がこの目的を達成されないときは、人民がそれを変える革命権がある、と述べている。その次に、「政治的統一体（The body politic）は、個人の自発的な結社（association）によって組織されている。すなわち、それは、全人民が各個人と、各個人が全人民と、万人が共通の善のための一定の法によって管理・経営されるべき（shall be governed）旨を約した社会契約なのである。」このように、人民主権論を邦の憲法の中で初めて社会契約説を用いて論拠づ

けているのである。「権利の宣言」の中には、次のように天賦人権説も謳われている。「すべての人は、生まれながらにして自由かつ平等であり、自然〔法〕に基づき、かつ不可欠不可譲の一定の権利を有する。これらの権利には、生命と自由を享受し擁護する権利、財産を取得し、所有し、かつ保護する権利、つまるところ自らの安全と幸福を求め、これを獲得する権利が含まれる。」このように、この条文にはジョン・ロックの自然権の主張が反映されている。この条文の後には、信教の自由（第2~3条）、人民主権（第4条）、人民の革命権（第7条）、言論・出版の自由（第16条）、人民の武装権及び文民による軍の統制（第17条）、イギリスの人身保護法に示されている法律に基づかない不当な逮捕の禁止や陪審裁判などの司法における人権尊重の手続き、重大な罪科のない限り最高裁判所の判事の終身制（第19条）などが盛り込まれている。さらに、公共問題に関与する人民の遵守すべき倫理的規範も第18条に次のように規定されている。「憲法の諸原則を絶えず参照し、また敬神、正義、中庸、節制、勤勉及節儉の諸原則に絶えず関心を示すこと…」そして、最後の第30条に、他邦の憲法には明確に示されていない三権の厳格な分立制とその相互抑制・均衡の原則が次のように明記されている。「この共和国（Commonwealth）の政府において、立法部は決して執政権（executive powers）及び司法権、あるいはそのいずれかの一方を行使してはならない。執政部は決して立法権及び司法権、あるいはそのいずれかの一方を行使してはならない。司法部は立法権及び執政権、あるいはそのいずれかの一方を行使してはならない。要するに、この共和国の政府は、法による政府であって、人による政府（a government of laws and not of men）であってはならない。」このように、マサチューセッツ邦憲法の「権利の宣言」は保守的であるどころか、むしろ社会契約説に基づく政治的統一体の理論的根拠づけや厳格な三権分立制の原則の明確化の点では、他邦の憲法より一層近代憲法に近い憲法となっている。従って、それが保守的と言われるのは、後に触れるように「権利の宣言」部分ではなく、ペンシルヴェニア憲法と比較しての第二部の政府組織の部分、および選挙権の部分に起因しているのでは無いかと思われる。

次に、政府組織の基本的特徴を見よう。第二部は六章から成り、政府組織の基本法は、第一章の立法権（11条から成る）、第二章の執政権（7条から成る）、第三章の司法権（4条から成る）の三章において規定されている。立法権を有する議会（General Court）は下院の代議会（House of Representatives）と上院（Senate）の二院によって構成される。金銭法案の発議権は下院に属する。さらに、下院は最高検察庁として公職者に対する弾劾を行うことができる。弾劾は上院が聴収し、判定を下す。両院はそれぞれ他院に対して拒否権を有する。イギリスの議会の在り方の機能のみを取り入れている。というのは、イギリスとは異なり、貴族が存在していないからである。従って、両院の違いはそれぞれの議員の選出母体の性格を異にする点にある。すなわち。上院議員の各選挙区に割り当てられた議員数は各選挙区の納税額の割合に応じて決められる。それに対して、下院の議員数は選挙区のタウンの人口比に基づいて決められる。次に、執政部の長の統領（Governor）及び副統領、統領を補佐する参議会委員も有権者によって直接に選出される。このように、執政部のトップの人々を民選にすることによって、執政部は立法部と対等の地位が憲法上保障される。このことにより、他邦の多くの立法部優位の政治システムのマイナス面が補正されて、三権分立制が制度的に確立されることになる。統領は副統領と九名から成る参議会の補佐の下で執政権を行

使用する。議会で可決された法案を統領が審査し、賛成なら署名して初めて法律となる。最初の憲法案では統領には絶対的拒否権が与えられていたが、上記したように、それが修正されて、統領が署名を拒否した法案については、両院の三分の二が再び賛成した場合、覆されることになった。つまり、統領は相対的な拒否権を有することになったのである。さらに、統領は法務長官、カウンティの長など行政機関の長などの任命権を有する。また陸海軍の最高司令官でもある。そして、犯罪を赦免する権限及び恩赦を与える権限も有する。最後に、司法部は終身制の判事によって運営される<sup>(56)</sup>。以上が政府機構の骨格であるが、それは、後に制定される連邦憲法の原型になる。

以上紹介したマサチューセッツ邦憲法が今日の先進的な自由民主主義諸国の憲法と比較して見ても急進的であるように見られるのに、保守的であると言われた大半の理由は、他邦の憲法、とりわけペンシルヴェニア憲法と比較して選挙権及被選挙権の資格要件が財産によって規定されていたこと、次に厳格な三権分立制の採用によって、立法部に対して執政部と司法部が独立し、とりわけ執政部の長、つまり統領の独立性が強化された点であると考えられる<sup>(57)</sup>。

確かに、上記の通り、選挙権及び被選挙権については制限選挙制が採用されている。21歳以上の男子で一年間3ポンドの収入のある土地または60ポンドの価値のある不動産の所有者に両院議員の選挙権が与えられる。次に下院議員の被選挙権は100ポンドの価値のある土地の所有者、または200ポンドの価値のある課税される不動産の所有者に与えられる。上院議員の被選挙権は300ポンドの土地、または600ポンドの動産の所有者に与えられる。最後に、下院議員の選挙権者に統領の選挙権が付与される。統領の被選挙権は7年間の居住歴と1000ポンドの価値のある土地の所有者であり、かつキリスト教者である者に与えられる。当時のマサチューセッツ邦の人口は約40万人であった。有権者は成年男子の四分の一に過ぎなかった。このような制限選挙制の実態を見るなら、民主主義の原則が政治的統一の基本法になったとはいえ、この国はその実体は有産階級の国家であったと見ても良からう<sup>(58)</sup>。

さらに見逃してはならないことは、ヴァージニアのように、憲法制定と共に、独立を契機にそれまで統治の任に当たっていた本国の君主の代理人の総督や貴族などを追放して社会革命を目指していた邦と違って、マサチューセッツ邦では、主に東部の既得権益層の代表から成る憲法起草者達は、既存の植民地時代の社会システムの存続を図ると同時に、この社会システムの存続と発展に最適の政治システムの構築を目指していた点である。その点が保守的であると言われるもう一つの理由であるように思われる。事実、マサチューセッツ邦では商工業が発達し、それを指導する有力な階層が植民地時代において政治的な影響力を保持していたが、彼らは、上記の通り、有産者階級の共和国の樹立を目指していたクロムウェル時代の独立派の子孫であった。従って、すべての人間の自然権とその政治への平等な参加を要求するレヴェラーズの主張には反対であった点で保守的であったと言えよう。

このように、マサチューセッツ邦憲法において選挙権及び被選挙権の資格制限が最も厳しいものになっていたのは、後に述べるが、政府の第一の目的はロックの言う「生命、自由及び財産、すなわち所有権」の安全を保障することであるとする当時の建国者の考え方にあり、その論理的帰結として共和政への参加資格は有産者のみに限られると言うことに起因してい

たと見ても良からう。言うまでもなく、13邦を通じて選挙権の制限は大同小異であったが、何故にマサチューセッツ邦は選挙制度では最も保守的であったのであろうか。それは、商工業界において支配的な勢力を持つ名望家層が政治の実権を掌握していたと言う現実をさておき、この名望家層の代表者である憲法起草者のジョン・アダムズの国家のあり方に関する独特の考え方にも起因しているところが大きいにあつたのではないかと思われる。彼は、人民の中で啓蒙され、知識を持つ者が多くなればなるほど、統治が自由の方向へと向かうと言う、人民の知識の保有度と統治の自由度との間には相関関係があると言う考え方を持っていた。彼は、この考え方を論文「教会法と封建法に関する論考 (A Dissertation on the Canon and the Feudal Law, 1765)」の中で次のように述べている。ピューリタン革命以前のイギリスの「教会法」と「封建法」は共に人民の無知の上に築かれた隷従の鎖であった。そうした隷従の鎖から脱出して移民して来た現在のアメリカ人は、聖書を通じて直接に神の教えを知り、王権と一体化されていた国教会から自由になり、さらに封建法の抑圧を捨て去り、自由と権利を手に入れた。そのことから推し量るなら、人民が啓蒙され、政治に関する知識を持つことが人間の自由と権利を保障する政治的統一の構築に寄与する最も重要な要因である、と考えられる。ところで、知識を得るためには時間的余裕が必要であり、それを持つ者は一定の資産を持たなくてはならないであろう。従って、自由な国家を創設し、それを充実に運営するために必要不可欠の前提は資産を持つ者のみが政治へ参加する権利を有する制度と言うことになろう<sup>(59)</sup>。こうしたジョン・アダムズの考え方が制限選挙制度の制定に色濃く反映されたのではないかとも思われる。

さらに、マサチューセッツ邦憲法が保守的であると言われる他の理由についても考えてみたいと思う。上(2の第四)ですでに紹介したように、独立宣言が行われた前後において、各邦で新政府樹立が模索されるか、あるいは着手され始められていた頃、一院制議会中心の政府の制度設計案を示していたトマス・ペインの主張が『コモン・センス』を通じて広く知れ渡っていた。そのことに危惧を抱いていたジョン・アダムズは「建国の論理」の観点から、同じく危惧を抱いていたヴァージニアの友人の勧めもあって、『政府論』を刊行し、その中でペインの政府の制度設計案が私利私欲に駆られた連中が占拠する一院制議会の「独裁」に行き着く危険性に警鐘を鳴らし、イギリスの混合政体論をベースにした厳格な三権分立論に基づく立法部から独立した執政部の自主性を強化させた政府の制度設計案を提示していた。そして、この小冊子は各邦の憲法制定者に読まれたと言う。その結果、一応、大部分の邦においては政府の構成原理としては三権分立制が導入されていた。とはいえ、それは徹底したものではなかった。当時、「分離・独立・革命の論理」が強く各邦の憲法制定者の心を囚らえていたので、実際は立法府優位の政治システムが導入されていたのであった。上記のペンシルヴェニア憲法のところで紹介したように、西部の急進的民主主義を主張する小農が多数を占める一院制議会の「専制」の恐れも見られた。こうした一院制議会の「独裁」の危険性を未然に防ぐために、三権のよりバランスのとれた権限の配分と相互間の抑制・均衡の関係を作り出す必要性を説いたジョン・アダムズの「建国の論理」の立場に立つ提言が植民地全体の政治的エリート層に真剣に受け止められるようになって行ったのは自然の成り行きであったと見られよう。例えば、ヴァージニアの例を見ると、憲法制定後3、4年が経過し、権力が立法府に集中する傾向が見られ、その弊害が表面化し始めていた。その弊害について



は、上記のように、ジェファソンがヴァージニア邦において第二代統領として国政運営にあたり、その過程で憲法運用について経験したことや観察したことを述べた「ヴァージニア覚書」でも指摘している。こうした認識は、当然、ジョン・アダムズの地元のマサチューセッツ邦では東部の既得権益層が支配する諸タウンでは広まっていたし、また憲法起草委員会には東部のタウンの代表が多数を占め、彼らとその主導権を掌握していた。それ故にジョン・アダムズ自身が憲法起草者になり、彼の政府の制度設計案が憲法制定に際して政府機構の編成において強く反映され、立法部に対して執政府に相対的な独立性が付与され、かつ、権力分立制において三権の平等関係の創出が試みられたのである。つまり、急進的民主主義の政治思想が支配的であった独立当初に制定された他の邦の憲法に比較して、マサチューセッツ邦憲法では、政府機構の編成においては、すでに実施されている他の諸邦の憲法生活のマイナス面を是正しようとする反動の機制が働いていたとも見られるのである。その点が保守的であると言われる理由の一つではないかと思われる。

ところが、マサチューセッツ邦憲法は、上記したように、その第一部の「権利の宣言」は、「厳格な三権分立の原則の明確化」の点を除くと、他の諸法の憲法よりもむしろ急進的民主主義の政治原理を強く打ち出している。「保守的」には見えないのである。その謎を同邦の憲法の制定過程を詳細に研究した阿部 齊は、次のように解き明かしている。西部と中部のタウンは当時アメリカにおいて支配的な潮流の急進的民主主義を主張していたが、しかしそれを実現する政府機構論を欠いていた。そして彼らはタウンで実際に実践している直接民主主義の拡大版を主張するのみであった。ジョン・アダムズを理論的指導者とする東部の既得権益層を代表する憲法起草者たちは、アメリカ全体において支配的であり、同邦においても西部では極めて強い急進的民主主義を全面的に受け入れ、それをベースにしてその中に無知蒙昧の「多数者の支配」——それは他の諸邦では一院制議会の「専制」の形で表面化する傾向が見られていたが——を抑制する権力分立論の形を取るイギリスの混合政体論のアメリカ的修正版の政府機構論を忍ばせた、と分析している。そして、こうした分析に基づいて次のように同憲法についてコメントしている。「80年憲法は・・・《民主的過程によって作られた最初の憲法が当時において最も非民主的な憲法のひとつであったということは》確かにアメリカ憲政史上の皮肉な逆説といわなければならない。さらに、《広範な有権者によって選出された憲法〔制定〕会議により制定された憲法であるにもかかわらず、革命時代を通じて最も貴族的な憲法であっただけではなく、同一の選挙民により拒否された78年憲法よりも一層完全に、上流階層の政府を保証するものであった》ことも同様の逆説だといえるであろう<sup>(60)</sup>。」、と。傾聴に値する解釈といえよう。とはいえ、マサチューセッツ邦憲法は18世紀の後半においていまだヨーロッパでは絶対主義国家が主流であった時代において、「建国の論理」としては、個人の基本的人権を顧みない絶対主義国家とは異なる、それとは国の在り方としては真逆の個人の基本的人権を何よりも重視し、かつ尊重する憲法優位の「政治体」の構成原理を示している点では人類の歴史上画期的であり、かつ現実的な政府の制度設計であったと見られよう。

## おわりに

「はじめに」のところですでに述べたように、アメリカ憲法は二層制をなしている。その

一層は「第一アメリカ憲法」、すなわち 1776 年から 1780 年代初めにかけて制定された各邦の憲法である。その土台の上に第二層の「連邦憲法」が聳え立っているという構造である。顧みるなら、アメリカ憲法が制定された 1776 年から 1788 年までの約 12 年間は 13 の英領植民地が「フレンチ・インディアン戦争」の勝利後に始まった母国の「直接統治」に近い「政治干渉」に反発して、それまで約 150 年間培ってきた「自由で独立した生活」を守るための「分離・独立」及び母国の植民地統治を支えていた政治システムの排除という「革命」と並んで、各邦では新しい政府の樹立と言う「建国」が同時に進行していた。従って、「分離・独立・革命」の論理と「建国」の論理が交差し合う政治力学が展開されていた時代でもあったと見て良からう。各邦で制定された憲法、つまり「第一アメリカ憲法」の内容を概観すると、何よりも目立つのは「分離・独立・革命」の論理を表す政治原理が強く表明されている点であろう。それに反して、別稿で考察する予定であるが、連邦憲法には「建国」の論理が全面的に打ち出されており、それによって「革命」の論理が限定ないしは制限される方向性が鮮明に見られるのである。この予兆は、上で述べた通り、「第一アメリカ憲法」の制定においてしんがりの地位にあったマサチューセッツ邦憲法の政府の制度設計案にすでに顕著に見られたのである。

ここで二つの論理が交錯し合う政治力学の展開の初期の段階の特徴が憲法制定において反映されている様相を少し探してみたいと思う。本稿で考察した三つの類型の「第一アメリカ憲法」のいずれにおいても、第一部の「権利の章典」ないしは「権利の宣言」は、アメリカの独立宣言と共振関係にあり、そこには「分離・独立・革命」の論理を表す政治原理が高らかに宣言されている。それは、母国のイギリスにおいて人民 (people) の権利と自由を国家権力から守って来た一連の「国王と人民の契約」、とりわけマグナ・カルタ、1628 年の「権利の請願」、並びに 1688 年~89 年の名誉革命の成果 (権利の章典、人身保護法、宗教寛容法、新教徒の平時における武器携帯の自由、など) をジョン・ロックやハリントン、モンテスキューなどの啓蒙思想によって人類の普遍的な権利へと昇華させた部分と、それを土台に植民地時代において総督府政府との関係の中でその獲得の必要性が痛感された「言論・出版の自由」や「宗教の自由」——その中身は「政経分離」である——などの政治原理である。つまり、ホイッグの急進派の政治原理と称されるイギリス憲政の革新的政治原理が啓蒙思想を媒介にして人類の普遍的な権利と自由の形態を取っているのである。その典型的な例は、アメリカの独立宣言と、それと類似した内容のヴァージニア邦憲法の「権利の章典」である。そこには、国家権力の正当性を「人民の権威」に求める人民主権論、〔人民の権利と自由を抑圧する不正・腐敗した政府を取り換える〕革命権、ロックの自然権に「幸福の追求」を付け加えた「天賦人權論」、とりわけ注目される人間の自由と所有権の一体性の主張、代議制民主政、権力分立、などの人類の普遍的な政治原理が宣言されている。他の諸邦の憲法の第一部の内容もヴァージニア邦憲法のそれと同じ内容であり、保守的と言われているマサチューセッツ邦憲法でも、人民主権論が社会契約説を用いて論拠づけられ、天賦人權説が高らかに謳われているのである。言うまでもなく、これらの人類の普遍的な政治原理は母国のイギリスからの「分離・独立・革命」の論理を表している。ウッドが言うように、これらの政治原理は「アメリカ的価値とアメリカ的イデオロギー」となっていく<sup>(61)</sup>。ところが、それらは政治理念であって、その理念に見合う形での改革、すなわちその制度化は即時には不可能であるので、実際はそ

の実現を目指す主張しながら、既存社会と折り合いをつけながら徐に制度化していく他ないので、その理念の制度化においては、「但し書き」、つまり理念を現実と折り合うように取り繕う「限定」ないしは「制限」を行う口実が設けられて行くのである。例えば、その典型的な例は、上記の通り、ジェファソンは、「人間の平等の原則」に関して、黒人奴隷制度はそれに反することを一応認めながらも、「奴隷所有者の同意を得て、社会秩序を乱すことなく、完全な解放へ向けての準備を進めて行く必要がある。」と主張して、「人間の平等の原則」は黒人奴隷には適用されない事の口実を作り出しているのである。

このように、人類の普遍的な政治原理を「アメリカ的価値」として高らかに謳いながら、その理念の実現においてはその効果の「制限」ないしは「限定」の方向へと動いていたのである。このことがとりわけ政府の制度設計において顕著に見られたのは代議制民主政の制度設計であろう。憲法制定に携わった政治的エリート達は、歴史上稀にしか訪れない千載一遇のチャンスを利用して、自分達が作る政府はアリストテレスの国制循環論において指摘されているような「墮落した国制」にならないようにするためにどうすべきかの観点から最良の政府の制度設計に当たっていた<sup>(62)</sup>。上(2の第四)ですでに紹介したように、アリストテレスによると、良い国制とは「法による統治」であり、墮落した国制は「人による統治」である。法の制定者が一人なら君主政、少数なら貴族政、多数なら共和政になる、とされている。アメリカの13の邦では当然、君主も貴族もないので、共和政になる。一つの問題は、人民主権論を高らかに謳っていることから、国に居住する人間すべてが「人民」とであると解釈するならば、青年に達した年齢以上の男性すべてが主権者の人民と考えられることになる。民主政とは人民主権と「多数者の支配」であると考えられていたが、こうした民主政は国を構成する最小の政治単位の各タウンにおいては、すでに直接民主政の形で実施されていた。そしてタウンを超えた広い地域においては直接民主政の実施は困難であるので、タウンから構成されたカウンティの管理・運営(governing)は各タウンが選出した代表者たちによって担われていた。従って、すでにカウンティのレベルでは代議制民主政が実現されていたのである。従って、この代議制民主政の政治原理を国のレベルで実施する制度設計において、主権者である「人民」の範囲の決定において普遍的な政治原理の修正が行われたのである。言うまでもなく、代表者を選出する「選挙権と被選挙権」が人民すべてに与えられていれば、民主政になるが、当時のアメリカでは、上述の通り、制限選挙制であった。従って、当時は、民主政と共和政は同一のものであると考える人もいたが、多くの政治的エリートは、両者を一応次のように区別していた。アリストテレスに従って、国制が「人による統治」——今日の用語に置き換えるなら、それは「多数者の支配」する民主政であろう——に墮落しないような代議制民主政の構築においては、私利私欲によって動く人間ではなく、「共通善」ないしは「最高善」、つまり私利私欲よりも公益を優先的に考え、行動する人間のみが政治に参加して初めて「人による統治」ではなく、「法による統治」——今日の用語に置き換えるなら、立憲政治であろう——が実現される、と考えられていた。そして「共通善」を私利私欲より優先させ、行動する人間の性格は「徳」と捉えられていた。その上に、当時の多くの政治的エリートには、モンテスキューの影響を受けて、「共和政の魂は徳である」<sup>(63)</sup>、と言う考え方が支配的であった。というのは、ロックの言うように、人間は一定の財産が無ければ自由を享受できないし、そして法の制定に携わるためには政治的共同体の「最高善」は何か、そ

してそれについて知り、その実現のために寄与する態度を持続的に持ち続ける行動様式、つまり「徳」を身に着けるためには長期にわたる教育が必要であり、それが可能なのは一定の財産のある人間に限られる、と考えられていたからである。従って、選挙権と被選挙権は一定の財産を所有する者に限定されたのである。このように、徳のある、換言するなら、財産を持つ者の民主政が共和政であり、それに対して、生来徳の無い衆愚の「人民」が多数と言う数に頼って私利私欲を追求する国制が民主政と捉えられていたのであった。つまり、今日の言葉で言い表すなら、ポピュリズムの要素が極めて強い共和政が民主政と理解されていたのである。こうした民主政は、当時は“simple democracy”と言われ、その政府は“popular government”と称されていた<sup>(64)</sup>。

このように、各邦の政治的エリートはアリストテレスの国制循環論の強い影響下にあり、新しい政府の制度設計において「人民」であるためには「共和政の魂」の徳を身に着けることを条件とした。こうして、憲法の中に、人民が遵守すべき倫理的規範を条文化しているのである。上で紹介した三つの憲法のところですでに紹介してあるが、もう一度確認するなら、それは、ヴァージニア邦憲法では、「公正、中庸、節制、質素、廉潔」(第15条)、ペンシルヴェニア邦憲法では、「公正、中庸、節制、勤勉そして質素さを堅持すること」(第14条)、マサチューセッツ邦憲法では、「憲法の諸原則を絶えず参照し、また敬神、正義、中庸、節制、勤勉及び節儉の諸原則に絶えず関心を示すこと」(第18条)と言う「徳」が列挙されているのである。今日のアメリカのトランプ前大統領とその支持者の振る舞いを見るにつけ、建国時のアメリカの政治的エリートの墮落した国制の出現を防止したいと言う心意気が理解されよう。

もう一つ注目すべき点は、普遍的な政治原理が多く宣言されているが、それらの間に序列関係があり、それは代議制民主政との関係で明かにしておく必要がある。憲法制定者たちの政府設立の目的は何よりも「イギリス人の権利と自由」を守ることであると考えられていた。従って、この考え方の帰結として、政府の第一目的は個人の自然権、つまりロックの言う「生命・自由・財産、すなわち所有権」——それは後に基本的人権と称されるが——の保全であると考えられていた。言うまでもなく、代議制民主政では政治的意志決定方式は「多数決」主義であるが、しかし、この多数決、つまり人民の多数者の意思でも、政府の第一目的の個人の「所有権」は侵すことはできないと考えられていた。言い換えるならば、個人の基本権は人民の多数者、ひいては人民主権の行使を委託された政府ないしは議会の多数者でも侵すことは許されない「絶対的な価値」と見なされていたのである。そして、それは成文憲法の第一部の「権利の章典」ないしは「権利の宣言」に明記されている。従って、それは民主政の政治過程において多数者の決定事項として議題に挙げてはならない「聖域」を構成し、その帰結として人民の多数者の政府の権力行使に対する「絶対的な歯止め」となっているのである。その点では、ドイツのワイマール共和国時代の価値相対主義に基づく憲法改正論、つまり当時のドイツ社会民主党が主張した主権的な機関の議会の三分の二の多数で成立する憲法改正の形で社会主義を実現できると言う素朴な「革命戦略論」——その主張は逆に皮肉にもナチ党に利用されるのであるが——は、アメリカの「第一アメリカ憲法」には通用しないのである。このように、アメリカの「第一アメリカ憲法」の第一部の「権利の章典」ないしは「権利の宣言」の中で主張されている「天賦人権」、とりわけ「所有権」は主権的な多数者の権力抑制の歯止めとして「絶対的な価値」が与えられていたと言うことは西欧の立憲

主義の歴史における新しい一歩と見られよう。つまり、アメリカ的近代立憲主義の誕生といえよう。従って、近代立憲主義は成文憲法によって保障された個人の基本的権利は主権者と称される人民の多数者の意志にも優先するという原則の表明である点は注目に値しよう<sup>(65)</sup>。

最後に、もう一つ注目に値するのは、「第一アメリカ憲法」を制定した各邦の政治的エリート達は、上記の通り、アリストテレスの国制循環論に囚われていて墮落しない国制を作り出す政府の制度設計に努め、過去の歴史的経験から権力者への不信が強く、公職者が徳を失い墮落しないようさまざまな工夫の制度化に努めている点である。次に、その制度化の基本的な指針となった考え方やそれに基づいて創出された諸制度について略述する。1、政治的組織体としての国家は、人民の自由と権利を保障するために創設され、そしてその国家を管理・経営する（governing）政府（Government）はこの国家設立の目的の実現に努めている限り、その存続が許されるが、もしその目的に違反する時はいつでも人民によって取り替えられるという考え方である。2、国家は人民の個々の力が組織された総力、つまり国家権力であるが、しかしそれは悪に染まりやすい人間によって運用・行使されるので、その運用と行使に際しては権力の乱用が生じないように、公務担当者が守るべき準則をあらかじめ定めて置くこと、すなわち「成文憲法主義」および「法の支配」の徹底化である。3、公務担当者は主権者の人民によって定期的に出選されるが、権力は腐敗する傾向が強いので、長期間公務を担当することがないように、そして人民の受託者であることを絶えず自覚させるためにも、在職期間を一年ないし二年と短くし、さらに再選は、一定期間を置いた後にすること、つまり公職交替制の原則。4、国家権力が一か所に集中すると、専制への危険性が生まれるので、それを分割して、権力担当機関間の相互の抑制と均衡を図るシステム、すなわち三権分立制の原則。5、イギリスで支配的になっている議会主権説を否定し、かつ反英闘争と独立運動の展開の中で育まれてきた、議会制定法と、国の最高規範の憲法とは同じ法律でも、性格を全く異にするという考え方が強まり、その帰結として、憲法制定は人民自らがその生存の在り方を決めることなので、憲法制定会議の設置は通常の議会議員選出とは異なる特別の手続きを必要とすると言う、後の憲法制定会議の考え方が生まれた点、などである。これらの考え方や理念がアマルガムされて、連邦憲法の中に流れこんで行くのである。そういう意味で、独立宣言の前後に制定されたアメリカ各邦の憲法の考察はアメリカ合衆国憲法のみならず、近代憲法の特質並びに近代立憲主義と民主主義の関係性を理解するためには不可欠な前提と言えよう。

次に、連邦憲法制定過程については、別稿で改めて考察することにしたい。

## 注

- (1) 各邦の憲法制定過程及びそれぞれの憲法の特徴についての研究として、有賀貞『アメリカ革命』東京大学出版会、1988年、「VI章 アメリカ革命期州憲法の政治思想」（141頁-190頁）がある。なお、同章の注（2）では、「革命期邦憲法」についてイギリスと西ドイツの研究状況の紹介がある（183-184頁）。とりわけ西ドイツの「優れた研究」として取り上げられているのは、Willi Paul Adams, *Republikanische Verfassung und bürgerliche Freiheit : Die Verfassungen und politischen Ideen der amerikanischen Revolution* (1973) である。同書は、1980年にアメリカにおいて、Rita Kimber, Robert Kimber の二人によって英訳されている。その題は、*The First American Constitutions. Republican Ideology and the Making of State Constitutions in the Revolutionary Era* である。なお、同書は、アメリカ歴史学会が1969年7月1日からアメリカ独立宣言200周年記念事業の一環として英語以外の言語によるアメリカ独立期に関する研究論文を全世界に向けて公募したが、応募作品の中で最優秀賞を受賞した作品である。また、ア

メロカ革命期の邦憲法については、「憲法規範の特質と構造の水平面」にいて考察した業績として、酒井吉栄『アメリカ憲法史研究』第一巻（評論社、1965年）がある。

- (2) 高木八尺『米國政治史序説』有斐閣、1971年、296頁。なお、立憲主義研究の大家のマクワルワインはペインの政府と憲法との関係についての考え方を次のように定式化している。「(イ) 政府が国王に委託されようと代表制議会に委託されようと、人民の政府と人民の憲法との間には、一つの根本的な相違があること、(ロ) この憲法は政府に「先立つ」ものたること、(ハ) 憲法は、人民が政府に委託する権能を規定していること、そしてかくすることによって、それ故に、その権能を制限するものであること、(ニ) いかなる政府によるにせよ、この制限を越えた権能のいかなる行使も「権利なき権力」たること、(ホ) 政府と憲法との区別が現実に遵奉されていないいかなる国家においても、政府の意志に対する制約がないと言う理由で本当は憲法が存在しないこと、また、かかる国家は事実上専制国家であること。」以上のように、マクワルワインはペインの政府と憲法との関係を定式化した後、ペインが政府を立憲化する合法的方法については、究極的に革命以外はないと示唆しているが、その後のアメリカでは「司法審査」と言う方法が見つけ出された点を指摘している（C.H.McIlwain 著・森岡敬一郎訳『立憲主義 その成立過程』（1940年）慶応通信株式会社、1966年、13頁-14頁。）。
- (3) 阿川尚之『憲法改正とは何か—アメリカ憲法史から考える—』新潮社、2016年、23頁-24頁。D.S.Lutz, *Popular Consent and Popular Control. Whig Political Theory in the Early State Constitutions*, 1980, pp.25-26.
- (4) 高木八尺、前掲書、306頁。田中英夫『アメリカ法の歴史』上、東京大学出版会、1968年、86頁。有賀貞、前掲書、143頁。石川敬史「ジョン・アダムズの中央政府論(3)」、『北大法学論集』第56巻第4号、2006年、47頁。C.H.McIlwain 著、前掲訳書、93頁-122頁。D.S.Lutz, *op.cit.*, pp.26-27.
- (5) A. P. Adams, *op. cit.*, p.6, pp.66-68.
- (6) E・S・モーガン著・三崎敬之訳『合衆国の誕生』（1965年）南雲堂、1976年、96頁。また、R・B・バーンスタインも、本稿の注(17)に挙げたジョン・アダムズの『政府論』の解説の中で、各邦において成文憲法が制定されたのは、「日常的政治の推移と激動によって影響を被る不文のイギリス憲法は圧政に対する十分な防壁ではなかった」ことを知ったからである、と分析している（John Adams's *Thoughts on Government*, 1776. Commentary by Richard B. Bernstein, in: D. George, *Roots of the Republic: A New Perspective on Early American Constitutionalism*, 1974, p.122.）。
- (7) ジョン・ロック著・鶴飼信成訳『市民政府論』（岩波文庫）、1978年、10頁-13頁、129頁。なお、ジョン・ロックの政治思想のアメリカ革命への影響については、参照：大盛雄太郎『アメリカ革命とジョン・ロック』慶應義塾大学出版会、2005。
- (8) 有賀貞、前掲書、152頁。A. P. Adams, *op. cit.*, p.181.
- (9) ジョン・ロック著、前掲訳書、128頁。
- (10) 岩井淳『ピューリタン革命の世界史—国際関係のなかの千年王国論—』ミネルヴァ書房、2015年、61頁-74頁、96頁-97頁、238頁-239頁。
- (11) 有賀貞、前掲書、157頁。なお、J・C・A・ポーコック著・田中英夫・他訳『マキャヴェリアン・モーメント—フィレンツェの政治思想と大西洋圏の共和主義の伝統』（1975年）（名古屋大学出版会、2008年）は、政治体、とりわけ「共和政」の存続・発展はその構成員が徳（virtue）を有しているかどうかにかかっている点を、共和政と徳との連関性についてのギリシャ、ローマの古典古代時代の考え方、そしてそれをネッサンス期のマキャヴェリが再考し、その考え方がピューリタン革命期のイギリスに伝わり、それが英領植民地の北アメリカに伝わって行った理念の展開の軌跡を政治思想的にフォローした大著である。
- (12) アリストテレス著・山本光雄訳『政治学』岩波文庫、1961年、189頁-190頁。
- (13) A. P. Adams, *op. cit.*, p.98 f.
- (14) J・F・ケナン著・近藤晋一他訳『アメリカ外交50年』（1951年）岩波現代文庫、2000年、100頁。ロバート・ダールは、『アメリカ憲法は民主的か』（2001年）（杉田 敦訳、岩波書店、2014年）の中で、「共和政」の憲法のアメリカ連邦憲法体制が「反民主的」要素を含んでいるが、しかし19世紀に入り西部の開拓の進展と並行して平等を強調する民主主義の拡大に合わせて連邦憲法裁判所が人民の平等と幸福の増進に利するような憲法解釈を展開したことで「共和政」が「民主政」へと発展して行く中で「反民主的」要素が民主的に是正されて行く過程についての分析を展開している（141頁-160頁）。そしてなお残っている「反民主的」要素として幾つかの制度を例示しており、現代アメリカ政治制度を理解するのに有益である。
- (15) 西川秀和『ジョン・アダムズ伝記事典』大学教育出版、2013年、5頁-42頁。
- (16) 石川敬史、前掲論文(3)、31頁-44頁。A. P. Adams, *op. cit.*, p.30, pp.123-124.
- (17) John Adams's *Thoughts on Government*, 1776. Commentary by Richard B. Bernstein, in: D. George, *Roots of the Republic: A New Perspective on Early American Constitutionalism*, p.124.
- (18) 西川秀和、前掲書、115頁。
- (19) 同前書、20頁-21頁。また、『政府論』は「各邦の憲法制定者たちが、コンヴェンションにおいて憲法案を作成する際の参照モデルとして執筆されたものであり、この著作はほぼすべての邦の憲法制定者たちに広く読まれたと言われている。」（石川敬史、前掲論文(3)、49頁。）。
- (20) John Adams, *Thoughts on Government*, 1776, in: D. George, *Roots of the Republic: A New Perspective on Early*

American Constitutionalism, pp.132-132.

- (21) Ibid., pp.133-134.
- (22) Ibid., pp.135-136.
- (23) John Adams's Thoughts on Government,1776. Commentary by Richard B. Bernstein, in: D. George, Roots of the Republic: A New Perspective on Early American Constitutionalism, p.126.
- (24) A. P. Adams, op. cit., p.266.
- (25) Walter Berns, "John Milton", in: L.Strauss and J.Cropsey, edited, History of Political Philosophy,1963, p.398.
- (26) Ibid., p.402.
- (27) Ibid., p.403.
- (28) モンテスキュー著・根岸国孝訳『法の精神』(河出書房新社版『世界の思想』16)、1966年、151頁-152頁。なお、モンテスキューの三権分立論の建国期のアメリカ合衆国への影響についての研究として、上村剛『権力分立論の誕生—ブリテン帝国の『法の精神』受容—』(岩波書店、2021年)があるが、邦憲法への影響については、酒井吉栄、前掲書、「第四章 アメリカ初期憲法史—アメリカ憲法史における権力分立制の形成—」が詳しい。
- (29) Gordon S. Wood, The Creation of the American Republic, 1972, pp.274-278.
- (30) John Adams,"Novanglus No. VII",in:Revolutionary Writings 1755-1775,edited by Gordon S.Wood,2011,pp.510-530. 五十嵐武士訳「ノヴァングルス」斎藤真・他編『アメリカ革命』研究社、1978年、105頁-125頁。石川敬史「ジョン・アダムズの中央政府論(2)」、『北大法学論集』第56巻第4号、41頁-43頁。同「ジョン・アダムズの中央政府論(3)」、40頁-43頁。北米植民地では、国王の特許状は植民地と国王との間の契約(Compact)であり、従って、それはマグナ・カルタと同類のものとして受け止められていたと言う(Gordon S. Wood, op.cit., pp.268-269.)。
- (31) 石川敬史「ジョン・アダムズの中央政府論(3)」、48頁-49頁。
- (32) C.H.McIlwain 著、前掲訳書、8頁-11頁。
- (33) Gordon S. Wood, op. cit., pp.318-319. 諸邦の憲法制定過程において通常の立法部が制定した法律の上位に位置する基本法の憲法の制定主体は通常の立法部とは異なるべきである、と言う考え方が生まれた。この考え方が具体的に「憲法制定会議」の設置、及びそこで制定された憲法案の全体としての人民の同意を得る手続き、つまり「人民投票による承認」の手続きへと結実されるが、その経緯に関する研究として次の論文がある。W. F. Dodd, "The First Constitutional Conventions", in: The American Political Science Review, Vol. II, 1908, pp.545-561.
- (34) 高木八尺、前掲書、308頁、註29。J・G・A・ポーコック、前掲訳書、459頁。
- (35) 高木教授は、諸邦の憲法を次の三類型に分類している。すなわち、①「民主的階級の要求の貫徹を見」た一院制議会の急進的なペンシルヴェニア憲法、②「妥協の成果」たるヴァージニア憲法、③「資産階級の指導の下に成れる保守的なマサチューセッツ憲法」(前掲書、290頁)。
- (36) A. P. Adams, op. cit., pp.72-73.
- (37) 斎藤真・五十嵐武士訳「ヴァージニア憲法」(1776年)、斎藤真他編『アメリカ革命』研究社、1978年、129頁-138頁。
- (38) ジェファソン著・松本重治・日高明三訳「ヴァージニア覚書」、中央公論社版『世界の名著』(フランクリン ジェファソン マディソン他 トクヴィル) 40,1980年、238頁。
- (39) 同前訳書、240頁、251頁。
- (40) 同前訳書、254頁-58頁。
- (41) 同前訳書、262頁。
- (42) 同前訳書、252頁-53頁。
- (43) 同前訳書、259頁。
- (44) 同前訳書、261頁。なお、ヴァージニア憲法の実施のための法律の制定作業—それは植民地時代の法律の改正の形式を取った—において、ジェファソンの覚書の主張はマディソンによってその一部が実現されるが、その過程についての研究として次のものがある。櫛田久代「アメリカ革命後の統治機構—ヴァージニア州の場合—」(『北大法学論集』第45巻(1-2)、1994年、107頁-150頁)。
- (45) A. P. Adams, op. cit., p.78, note 52.
- (46) Ibid., p.21.
- (47) 有賀貞、前掲書、174頁-178頁。酒井吉栄、前掲書、231頁-233頁。
- (48) A. P. Adams, op. cit., p.140, p.270. ハンナ・アレント著・志水速雄訳『革命について(1963)』ちくま学芸文庫、1995年、320頁-321頁。
- (49) 五十嵐武士訳「ペンシルヴェニア憲法(1776年)」、斎藤真他編『アメリカ革命』、145頁—161頁。
- (50) 今津 晃「アメリカ憲法と邦憲法」、『歴史評論』(河出書房発行)、1955年2月、72頁。今津 晃によると、「この時代に何らの財産資格をも課さなかったところはペンシルヴェニアだけである」。
- (51) 今津 晃、同前論文、74頁-77頁。武則忠見『アメリカ革命の価値体系の研究』亜紀書房、1972年、315頁、344頁-345頁。なお、ペンシルヴェニア邦における憲法改正の政治過程の研究として、五十嵐武士『アメリカの建国—その栄光と試練—』(東京大学出版会、1984年)の第二部第一章と第二章がある。
- (52) 田中英夫、前掲書、67頁。金光太郎「マサチューセッツの郡政府とアメリカ革命—社会・法・革命—」日本政治学会編『18世紀の革命と近代国家の形成』(年報政治学1990年)、岩波書店、1990年、102頁。阿部 斉「アメ

リカ立憲主義の形成』『思想』1987年11月号、26頁。

- (53) 阿部 齊『民主主義と公共の概念—アメリカ民主主義の史的展開』勁草書房、1966年、「第二章 アメリカ立憲主義の形成—マサチューセッツ邦憲法制定をめぐって—」、173頁-190頁。ここでは、既得権益層が多く住む東部の諸タウンと急進的民主主義を主張する貧しい小農民が多く居住する西部の諸タウン、そして両者の中間の諸タウンのそれぞれの78年憲法案否決の相異なる理由についての比較研究がなされている。A. P. Adams, op. cit., pp.91.
- (54) 阿部 齊、前掲書、205頁。
- (55) A. P. Adams, op. cit., pp.92-93. 阿部 齊、前掲書、205頁-218頁。
- (56) 中谷健一訳「マサチューセッツ憲法（1780年）」、アメリカ学会訳編『原典アメリカ史』第二巻—革命と建国—、岩波書店、1982年、206頁-214頁。なお、このマサチューセッツ憲法のみならず、その他の邦の憲法の政府機構に関する特徴を分類して三権の有り様が通観できるようにした、三頁にわたる一覧表が、田中英夫、前掲書、88頁-90頁にあり、また各邦の憲法の権利の章典や権利の宣言の項目の二頁にわたる一覧表も、94頁-95頁にある。また「革命期アメリカ諸邦権利章典内容一覧表」が注（51）に挙げた武則忠見の著作の31頁と32頁の間にも挿入されている。
- (57) 田中英夫、前掲書、92頁。
- (58) 高木八尺、前掲書、304頁-305頁。
- (59) John Adams, "A Dissertation on the Canon and the Feudal Law, No.1, No.2, No.3", in: Revolutionary Writings 1755-1775 pp.114-123, pp.133-136. 石川敬史「ジョン・アダムズの《混合政体論》」、『北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル』No.8, 2001, 218頁；同「ジョン・アダムズの中央政府論（3）」、『北大法学論集』第56巻（5）、2006年、36頁—38頁。
- (60) 阿部 齊、前掲書、218頁-220頁。
- (61) Gordon S. Wood, op. cit., p.592.
- (62) W. P. Adams, op. cit., p.25.
- (63) Ibid., p.111.
- (64) Ibid., p.111, p.260.
- (65) Ibid., p.26, p.145. 中世においてイギリスで本格的に成立した立憲主義が「アメリカ第一憲法」の誕生で近代的な立憲主義の形態を取るようになった。そもそも立憲主義と民主主義は論理的に対立する関係にある。その点について、阿部 齊は次のように述べている。「立憲主義は憲法が制定された時点でなされた選択を長期にわたって固定しようとする試みであり、他方、民主主義はそれぞれの時代における国民あるいはその多数派に全面的な選択を認めようとする試みである。やや単純化するならば、立憲主義には保守的傾向が、民主主義には革新的傾向が認められると言ってよいであろう。」（前掲注（52）の「アメリカ立憲主義の形成」『思想』、25頁。）言うまでもなく、民主主義が時代の主要な潮流となるにつれて、立憲主義と民主主義の関係を「対立的」のものではなく、適合的なものにするためにどうすべきかが先進自由民主主義諸国の課題となって行く。